

地域と学校の連携・協働の推進について

1. 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進について
2. 令和2年度概算要求について
3. 今年度の予算執行について
4. 参考資料

文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課

地域学校協働活動推進室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進について

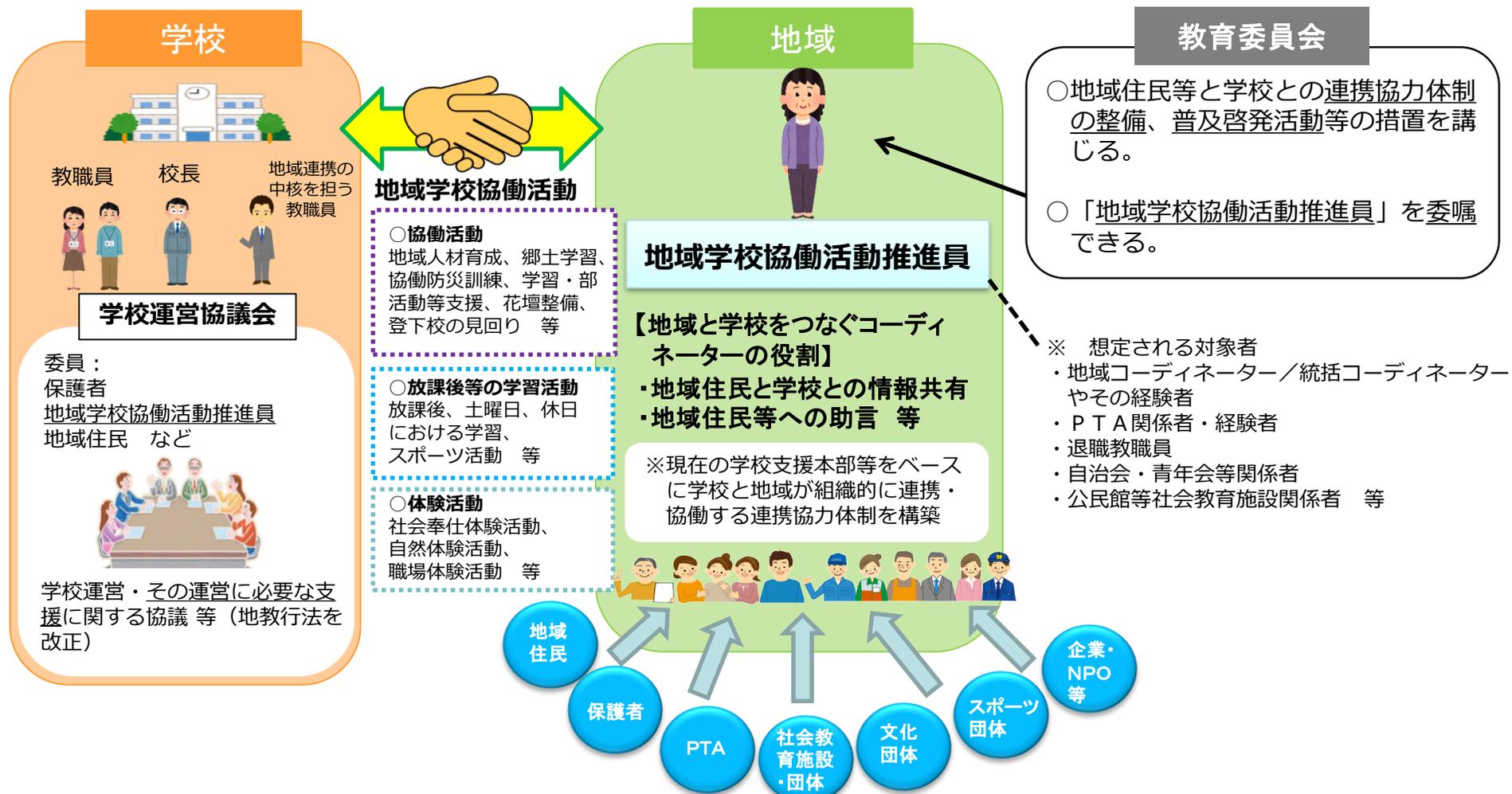
- 社会教育法・地方教育行政法の改正 ……3頁
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進について ……4頁

地域と学校の協働体制の構築に向けた法改正について

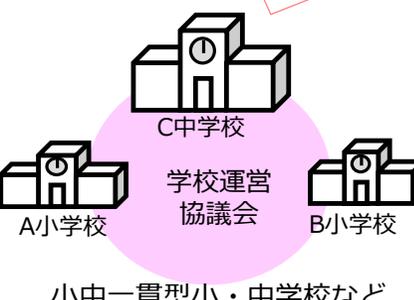
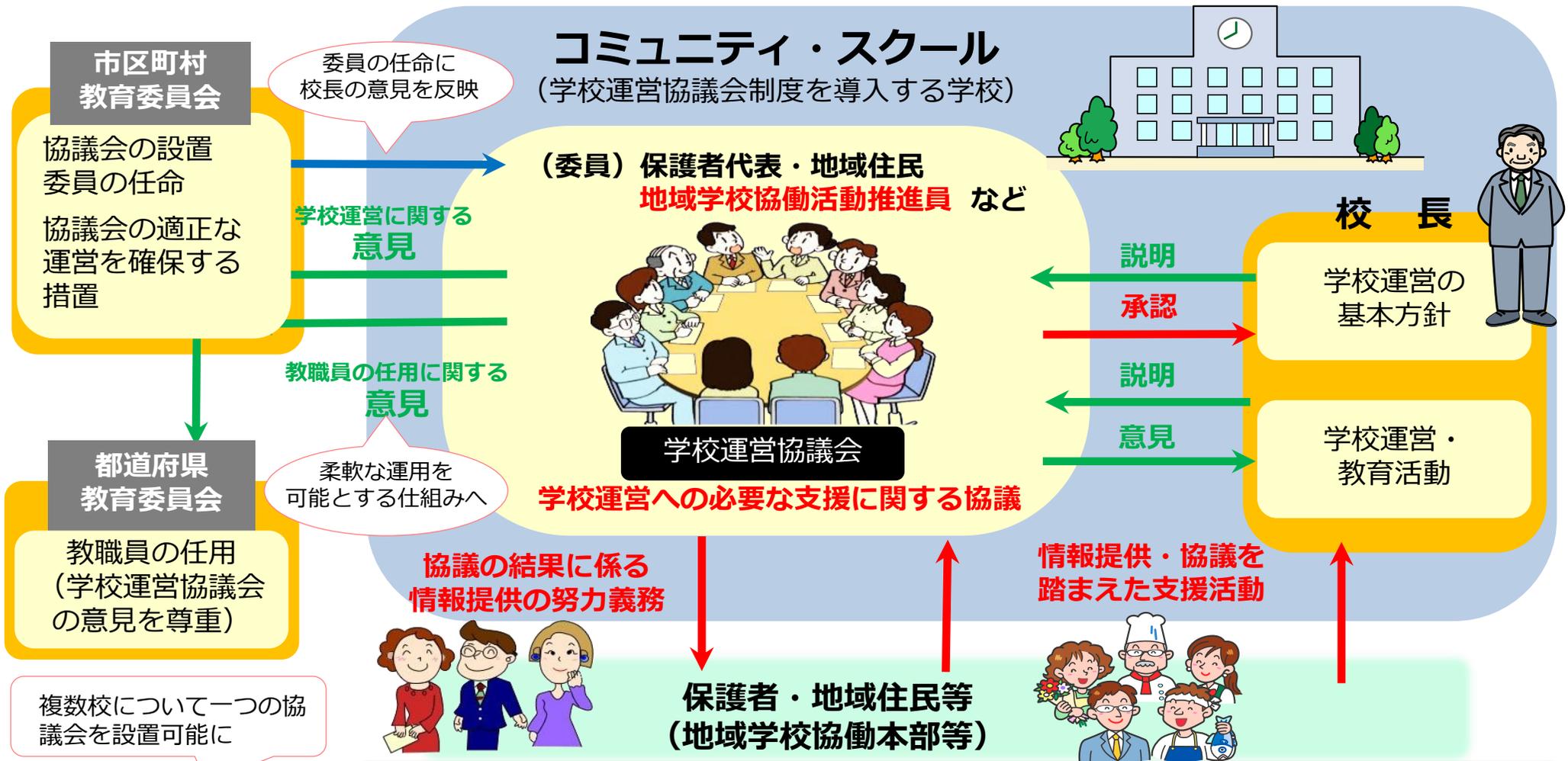
改正の概要(平成29年3月改正、同年4月施行)

平成27年12月の中教審答申(地域と学校の連携・協働)を受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会の設置を努力義務化。また、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備。これらにより、幅広い地域住民等の参画を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化。

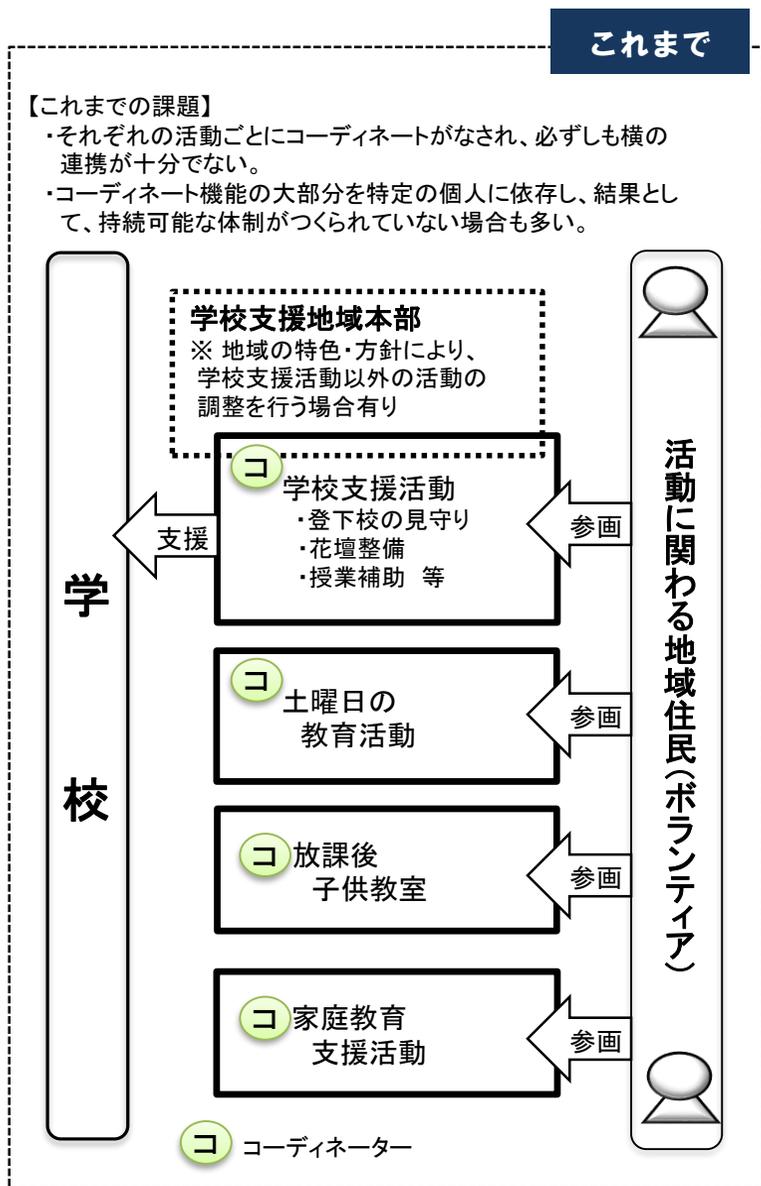
<地域と学校の協働体制のイメージ>



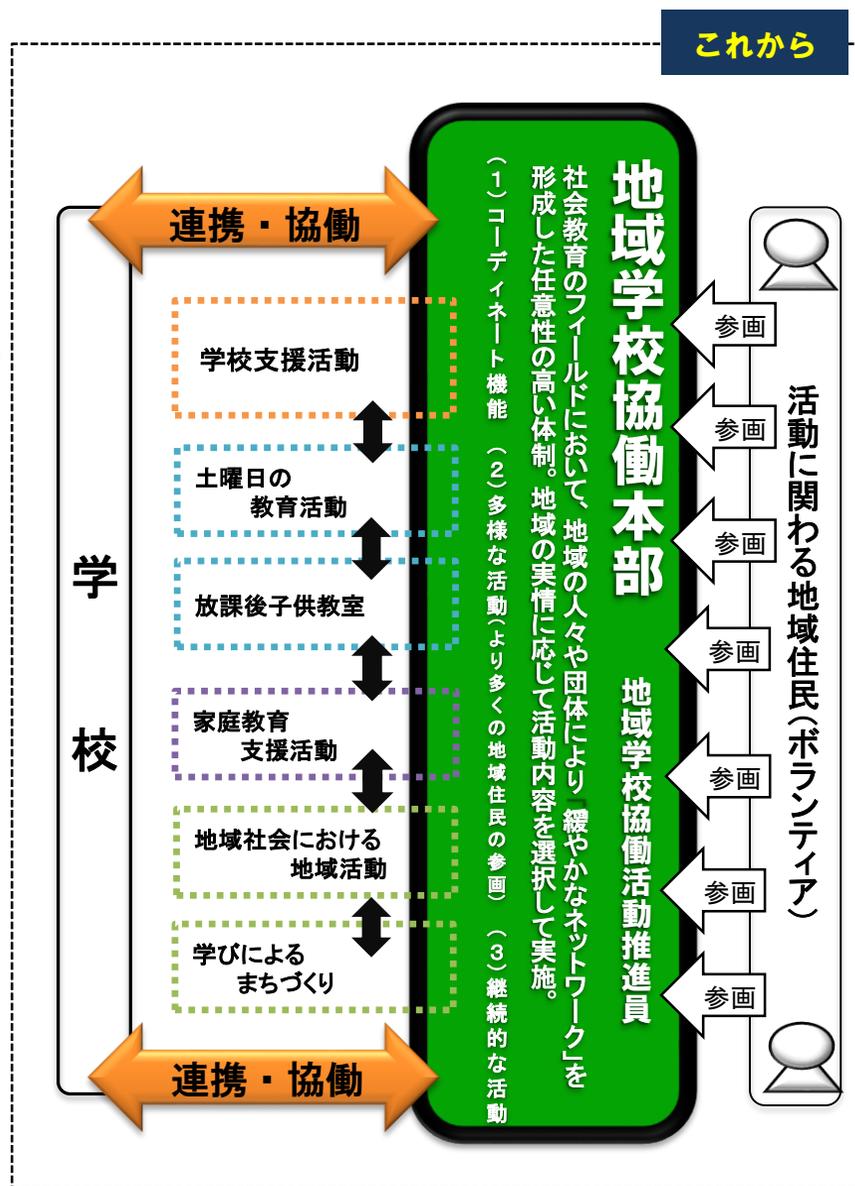
地教行法改正後のコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み(H29.4～)



- <学校運営協議会の主な役割>** 地教行法第四十七条の六
- 教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置
- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
 - 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
 - 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること



- ・コーディネート機能の充実
- ・個別の活動の総合化・ネットワーク化
- ・「支援」から「連携・協働」へ



新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

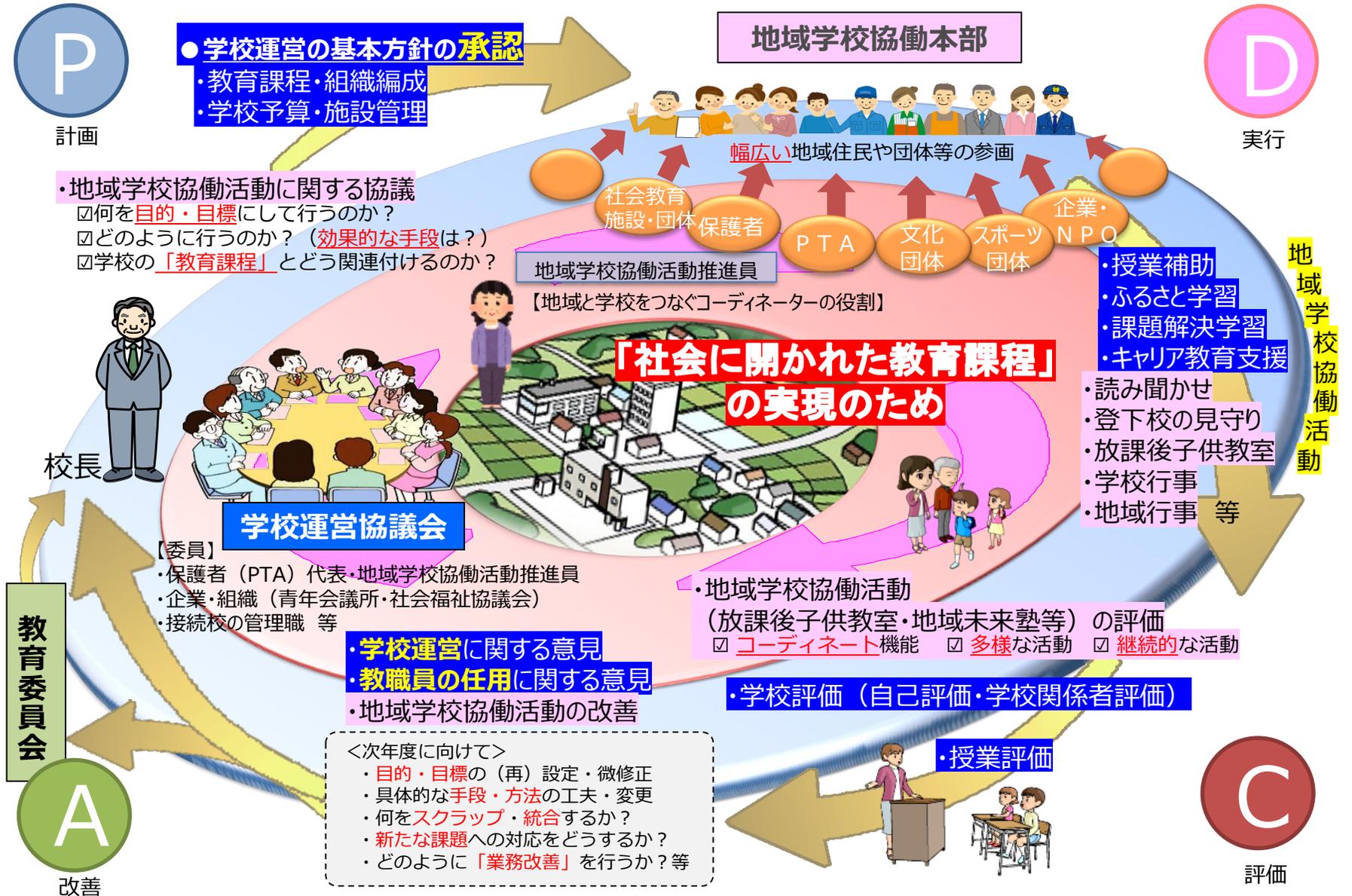
主体的な学び

対話的な学び

深い学び

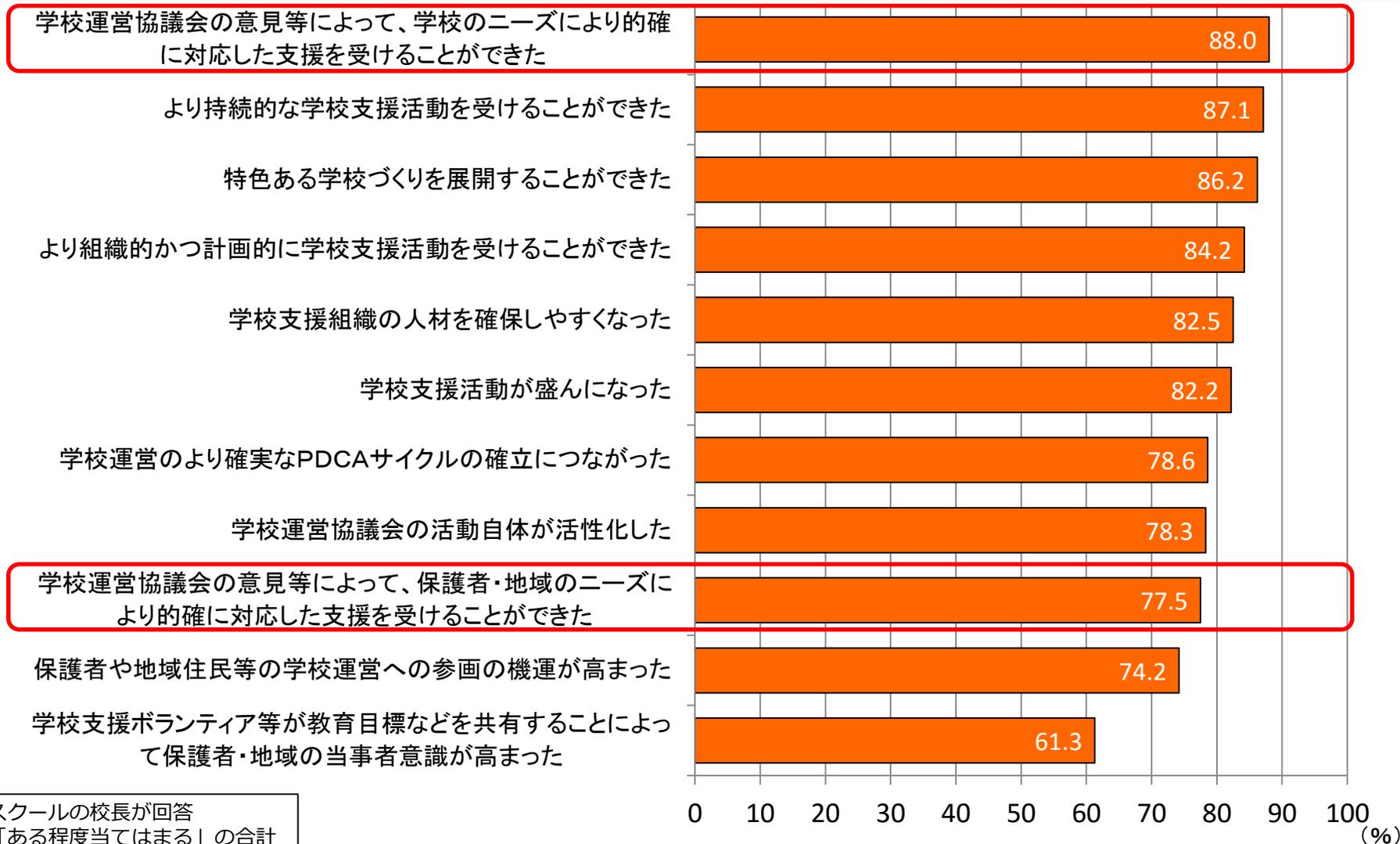
※高校教育については、些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革を進める。

「地域とともにある学校づくり」に向けたコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に関する効果

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と地域学校協働活動を一体的に推進していくことにより、地域学校協働活動を充実させ、より学校・地域の双方のニーズを反映した活動に結び付けることができる。



※コミュニティ・スクールの校長が回答
※「当てはまる」「ある程度当てはまる」の合計

2. 令和2年度概算要求について

- 学校を核とした地域力強化プラン ……10頁
- 「地域と学校の連携・協働体制構築事業」 ……11頁
- 令和2年度概算要求のポイント ……12頁
- 「委託事業」 ……22頁

◇一億総活躍社会の実現と地方創生の推進には、学校と地域が連携・協働し、学校を核として地域社会を活性化していくことが重要。

学校を核として地域の特色を生かした事業を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域の教育力を向上し、一億総活躍社会と地方創生の実現を図る。



地域力強化プラン

・地域の特色ある活動を柔軟に支援
・様々な活動を組み合わせて実施

【地域と学校の連携・協働体制構築事業】

(8,300百万円)

各地方自治体において、地域と学校の連携・協働体制を構築するために、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」と「地域学校協働活動」を一体的に推進するとともに、地域における学習支援や体験活動などの取組を支援する。

【地域における家庭教育支援基盤構築事業

～家庭教育支援チーム強化促進プラン～

(128百万円)

家庭教育支援員等の養成、家庭教育支援チームの組織化及び学習機会の効果的な提供等の様々な取組に加え、児童虐待への対応等に関する支援員の研修および保護者等向け講座等の充実、訪問型家庭教育支援の強化を図るための取組を推進する。

【地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業】

(420百万円)

「スクールガード・リーダー(防犯の専門知識がある者)」「スクールガード(学校安全ボランティア)」の活用等により、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制を整備し、地域社会と連携した学校安全に関する取組を通じて、地域力の強化を図る。

【地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業】

(57百万円)

就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組を支援する。

【健全育成のための体験活動推進事業】

(129百万円)

宿泊を伴う様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの役割を意識させるなど一人一人のキャリア発達を促す。また、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

【地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業】

(8百万円)

「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元で就職し地域を担う人材を育成する。

【地域と連携した学校保健推進事業】

(8百万円)

養護教諭の未配置校等に対し、経験豊富な退職養護教諭をスクールヘルスリーダーとして派遣し、学校、家庭、地域の関係機関等の連携による効果的な学校保健活動の展開を図り、地域力の強化につなげる。

学校を核とした地域力強化・将来を担う子供たちの育成を通じて、一億総活躍社会、地方創生を実現 10

地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による**地域の教育力の低下**や、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決を目指すとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、**地域と学校が連携・協働**し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくため、「**コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)**」と「**地域学校協働活動**」の**一体的な推進**が必要。

目標 2022年度までに全小中学校区において、幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画を通じた地域学校協働活動の推進を図る。その際、コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) との一体的な推進を図る。

事業内容 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「**コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)**」と「**地域学校協働活動**」を**一体的に推進**するとともに、地域における学習支援や体験活動などの取組を支援する。
 「地域学校協働活動」を推進するため、地域と学校をつなぐ「**地域学校協働活動推進員**」を配置し、地域の実情に合わせた様々な地域学校協働活動の総合化、ネットワーク化を目指し、組織的で安定的に継続できる「**地域学校協働本部**」の整備を推進するほか、コミュニティ・スクールの導入に向けた取組を支援する。これらの活動を通じ、各地方自治体における地域と学校との**連携・協働を進め、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化**を図る。

補助要件

- ①コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること
- ②地域学校協働活動推進員を配置すること

補助対象 **学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組に重点化**

- ①「学校における働き方改革」を踏まえた活動
- ②地域における学習支援・体験活動

概要



地域学校協働活動

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生するための活動

多様な地域学校協働活動のうち、学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組を必須の活動と位置づけ、重点的に補助を行う。

【重点的に補助を行う地域学校協働活動】

- 「学校における働き方改革」を踏まえた活動
 例) 働き方改革答申における以下の活動等を実施。
 - ①登下校に関する対応
 - ②放課後から夜間などにおける見守り、児童生徒が補導されたときの対応
 - ③児童生徒の休み時間における対応
 - ④校内清掃
 - ⑤部活動
- 地域における学習支援・体験活動 (放課後等における学習支援活動等)

令和2年度概算要求のポイント①

中教審答申(平成27年12月)及びそれを踏まえた社会教育法・地方教育行政法の改正に基づき、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」と「地域学校協働活動」の一体的な推進を図るため、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」と名称を変更して要求。

(1)補助要件の設定

要件①：コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること

- ⇒ 地教行法に規定する「学校運営協議会制度」をいう。
- ⇒ 令和2年度から「検討を始める」場合も可とする。
- ⇒ 市区町村単位での計画で可。

要件②：地域学校協働活動推進員を配置すること

- ⇒ 地域学校協働活動推進員に準ずるもの(地域コーディネーターなど)も含む。

※両補助要件を満たす必要あり。

令和2年度概算要求のポイント②

(2)補助対象となる活動の重点化

○学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組に重点化

活動①:「学校における働き方改革」を踏まえた活動

活動②:地域における学習支援・体験活動

⇒ 上記趣旨を踏まえた放課後子供教室における取組も補助対象。

⇒ 学校の授業支援等も働き方改革に資するものは補助対象。

※地域学校協働活動推進員や学習支援員等に係る諸謝金などを計上。

(3)「地域学校協働活動」の総合化・ネットワーク化のための体制整備

・地域学校協働本部の設置促進(7,000本部→8,000本部)

・地域学校協働活動推進員の配置促進(21,000人→24,000人)

※ 「ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月閣議決定)」や「第3期教育振興基本計画(平成30年6月閣議決定)」を踏まえ、2022年までに、全小中学校区をカバーして地域学校協働本部を設置。

※ 「基盤的な地域学校協働活動」や「放課後子供教室」、「地域未来塾」、「外部人材を活用した教育支援活動」といった個別の取組を地域学校協働活動推進員等のコーディネートのもと、総合的に実施。

令和2年度概算要求のポイント③

(4)コミュニティ・スクールの導入に向けた支援

・CSディレクターの配置(200か所)

※ 平成31年度「コミュニティ・スクール推進体制構築事業」の市町村向けメニューのうち、CSディレクターの配置に係る謝金や視察旅費を補助。

※ 推進委員会については、地域学校協働活動と一体的に検討するものとして、コミュニティ・スクール単独の推進委員会を設ける経費は計上していない。

※現時点での考え方を示したものであり、今後変更の可能性もあり得る。

学校運営協議会の設置に関する地方財政措置

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務とされたことに伴い、学校運営協議会の設置・運営に必要な経費について、平成30年度から地方交付税を措置。

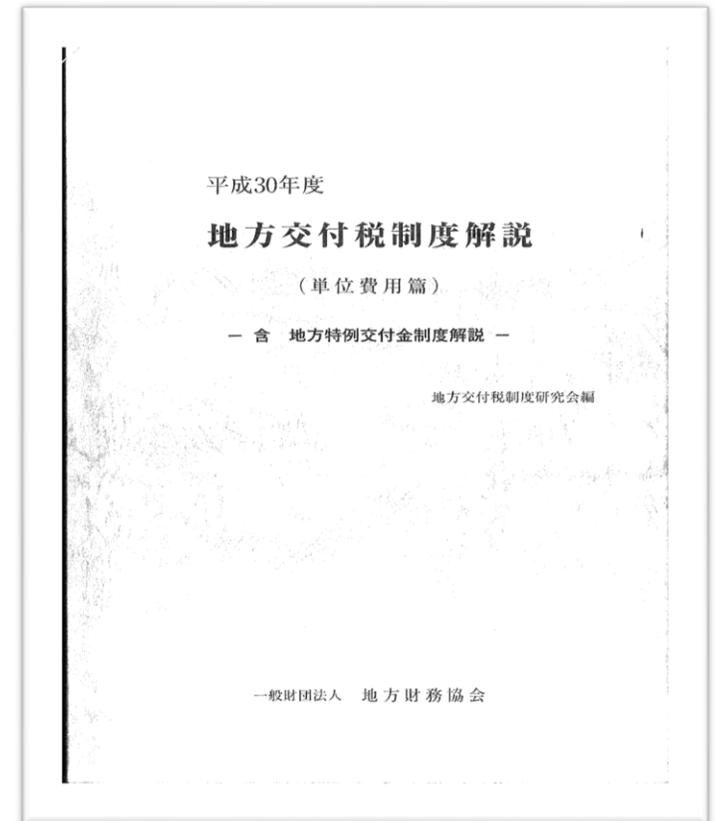
<具体的な措置内容>

平成31年度 文教関係地方財政措置

社会を生き抜く力の育成

◇学校運営協議会の設置

学校運営協議会を設置する学校に対し、学校運営協議会の設置・運営に必要な経費として、積算上、学校運営協議会委員報酬及び会議費等を措置



来年度以降も、引き続き、地方交付税として地方財政措置を申請予定。

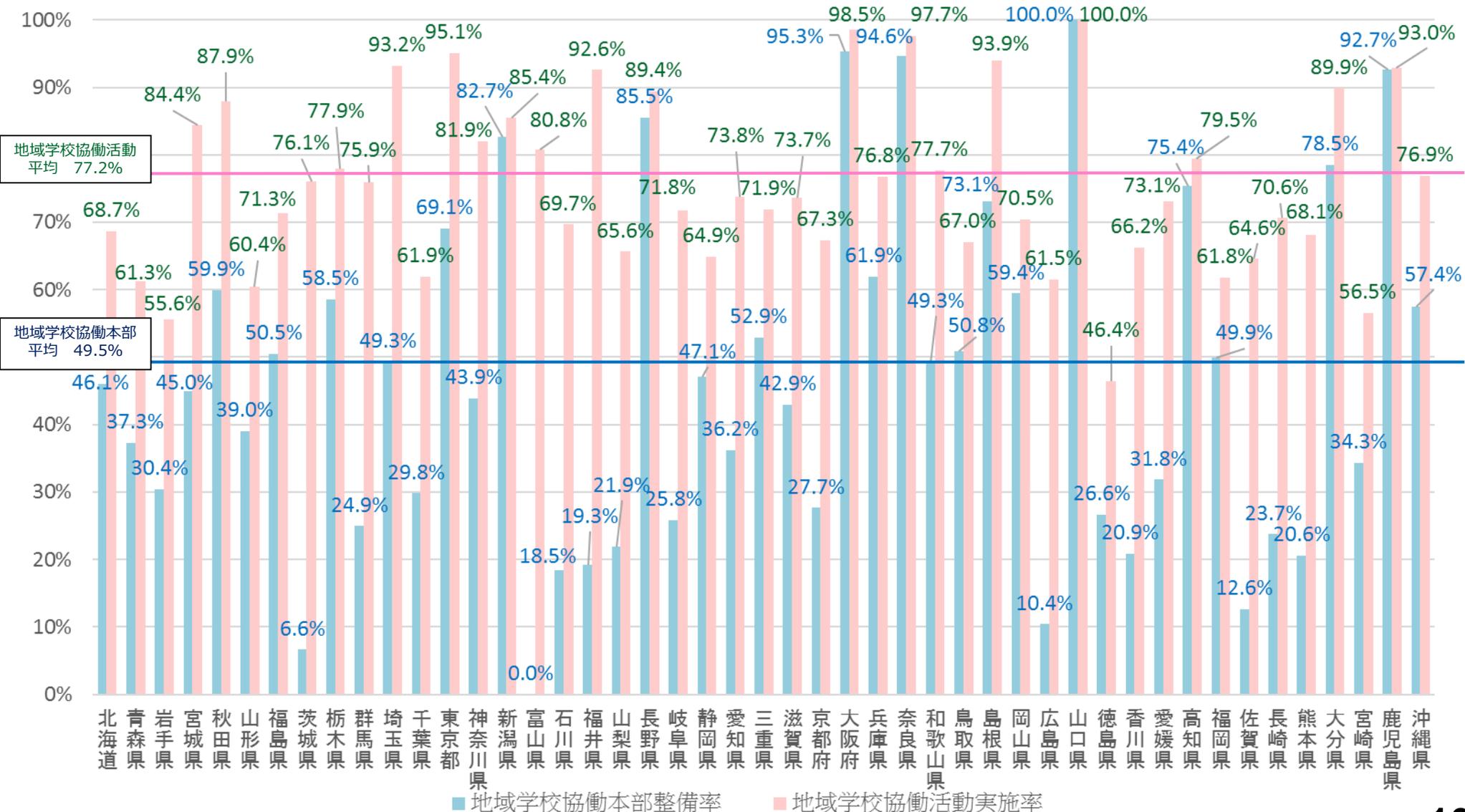
地域学校協働本部整備率と地域学校協働活動の実施率（都道府県別）

地域学校協働本部が整備されている公立小・中・義務教育学校数：14,194校（小学校：9,874校、中学校：4,284校、義務教育学校：36校）

地域学校協働活動を実施している公立小・中・義務教育学校数：22,122校（小学校：16,235校、中学校：5,826校、義務教育学校：61校）

（全国の地域学校協働本部数：8,567本部）

市区町村別の実施率についても公表済み<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/post.html>



文部科学省・国立教育政策研究所社会教育実践研究センター調査（平成30年5月時点）による。国庫補助対象外の取組を含む。

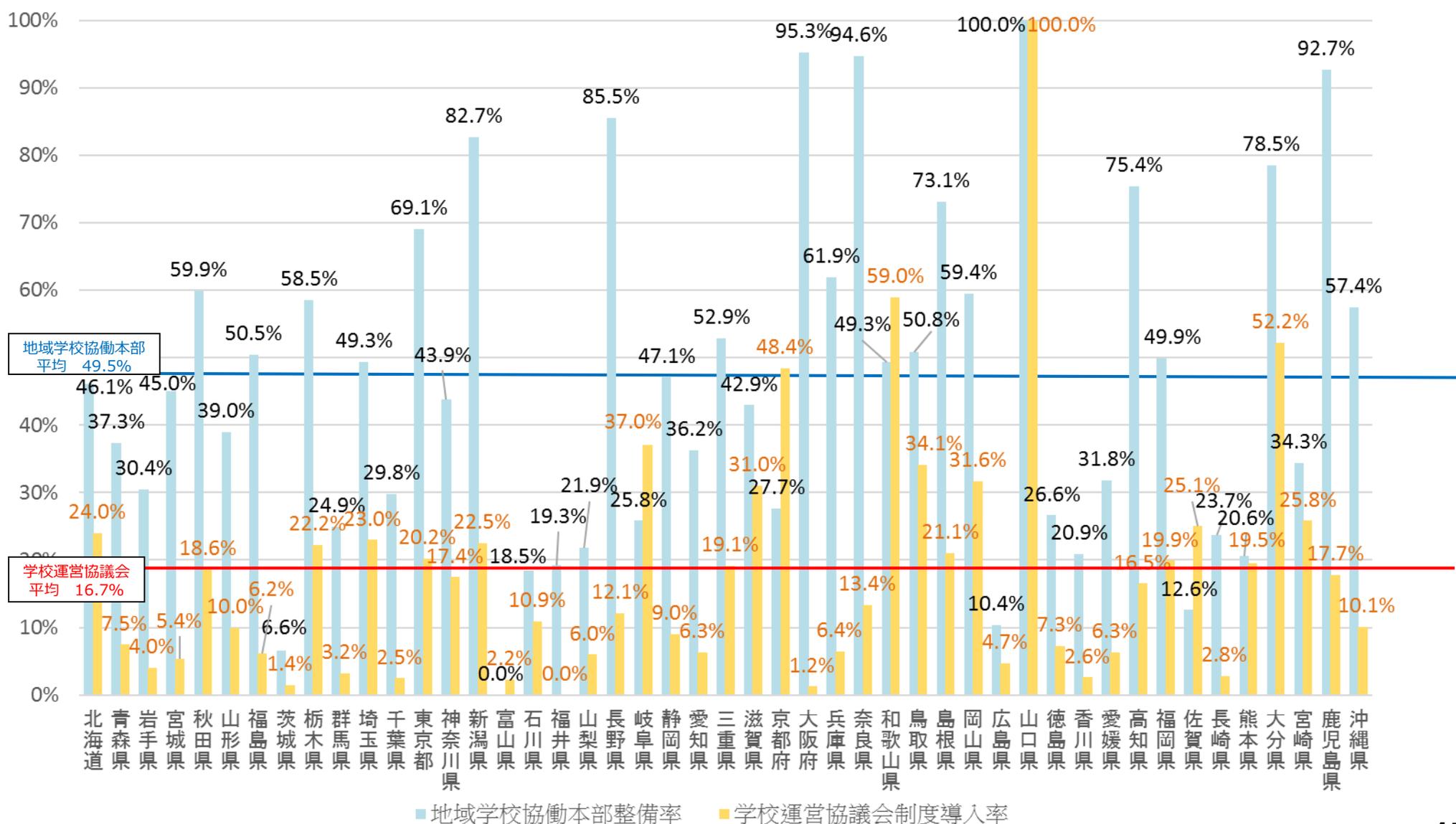
地域学校協働本部整備率と学校運営協議会制度の導入率（都道府県別）

地域学校協働本部が整備されている公立小・中・義務教育学校数：14,194校（小学校：9,874校、中学校：4,284校、義務教育学校：36校）

学校運営協議会制度を導入している公立小・中・義務教育学校数：4,796校（小学校：3,265校、中学校：1,492校、義務教育学校：39校）

（全国の地域学校協働本部数：8,567本部）

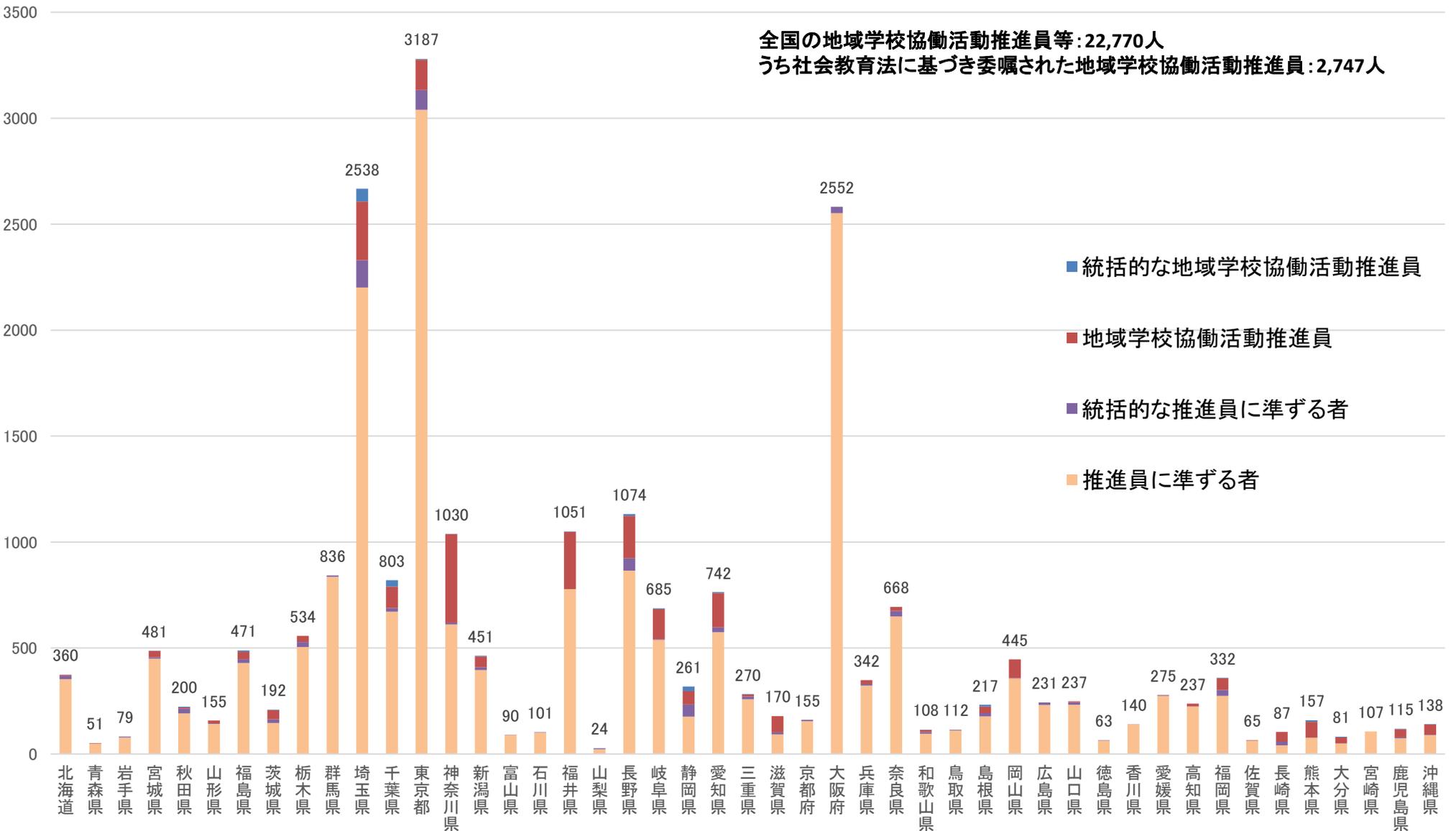
市区町村別の実施率についても公表済み<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/post.html>



文部科学省・国立教育政策研究所社会教育実践研究センター調査（平成30年5月時点）による。国庫補助対象外の取組を含む。

文部科学省コミュニティ・スクール導入状況調査（平成30年4月時点）による。

地域学校協働活動推進員等(実数)(都道府県別)



※文部科学省、国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター調査(平成30年5月時点)による。国庫補助対象外の取組を含む。

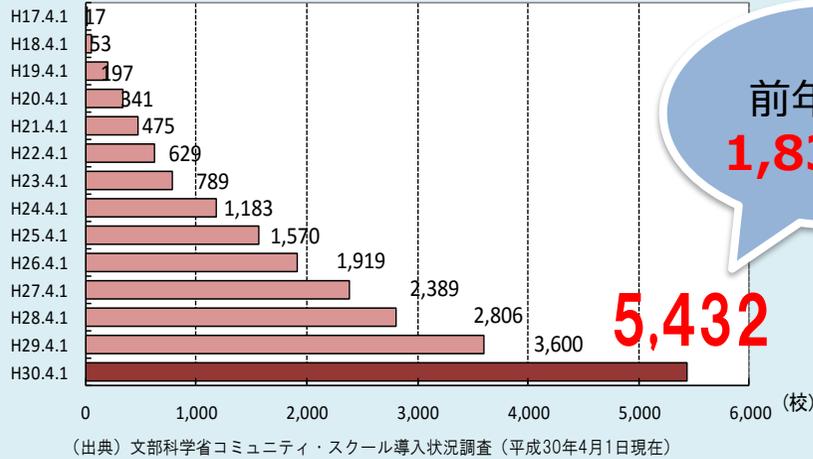
コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入状況【学校数】

学校運営協議会を設置している学校数

46都道府県内 **5,432校** (平成30年4月1日現在)

(幼稚園147、小学校3,265、中学校1,492、義務教育学校39、中等教育学校1、高等学校382、特別支援学校106)

全国の学校のうち、**14.7%**がコミュニティ・スクールを導入



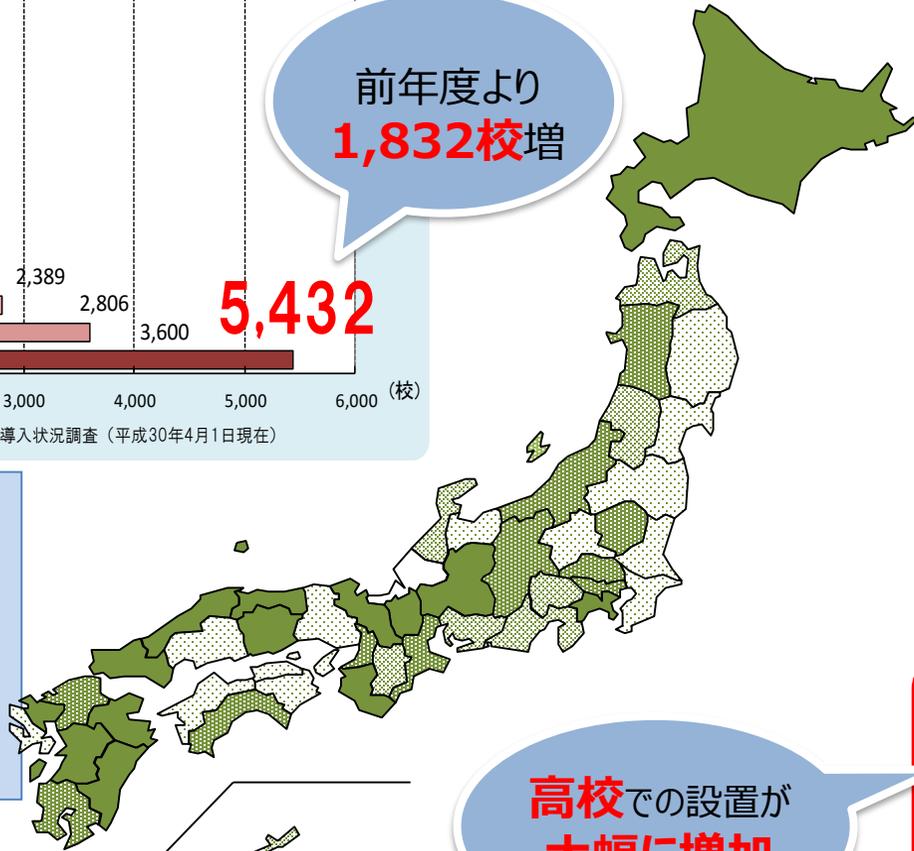
前年度より
1,832校増

5,432

学校運営協議会を設置している学校の割合

【設置率】※

- 20%以上 ●●●●●
- 10%以上20%未満 ●●●●
- 5%以上10%未満 ●●●
- 5%未満 ●●
- 設置なし ○

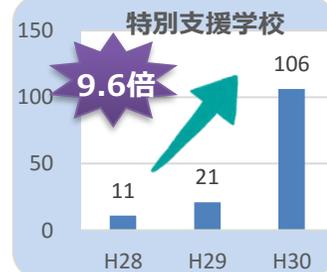
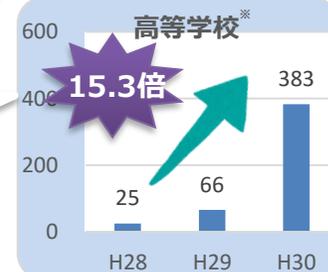
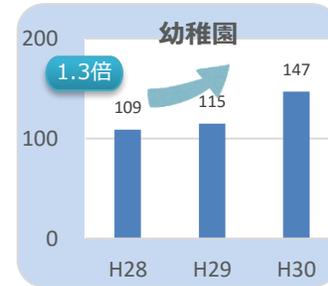


※沖縄県は地図を拡大しています。

高校での設置が
大幅に増加

◆校種別の設置状況(3年経過)

※倍数はH28とH30の比較



※中等教育学校を含む

※母数は平成30年4月1日調査で、各教育委員会から報告があった学校数。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入状況【学校設置者数】

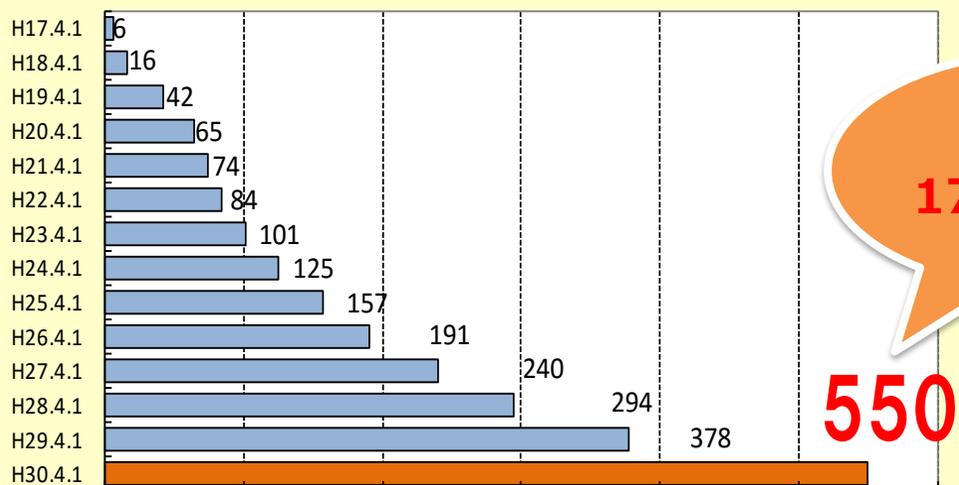
コミュニティ・スクールを導入している学校設置者数

46都道府県内 **532市区町村** **18道府県** (平成30年4月1日現在)

(18道府県、526市区町村(7政令指定都市を含む)、6学校組合)

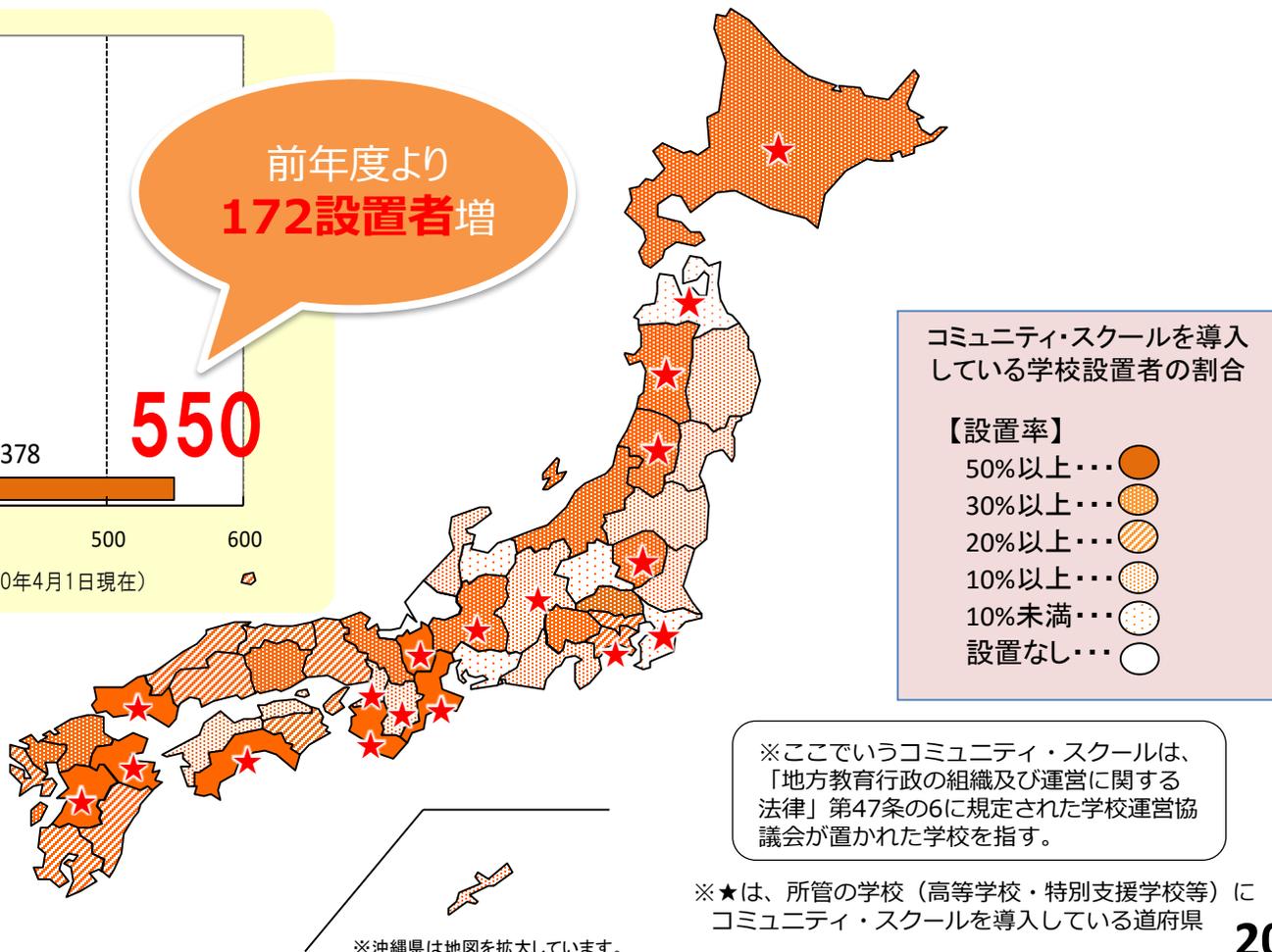
全国の学校設置者^{*}のうち、**30.5%**がコミュニティ・スクールを導入

※母数は平成30年4月1日調査で、各教育委員会から報告があった学校設置者数。



(出典) 文部科学省コミュニティ・スクール導入状況調査(平成30年4月1日現在)

前年度より
172設置者増



コミュニティ・スクールを導入している学校設置者の割合

【設置率】

- 50%以上・・・
- 30%以上・・・
- 20%以上・・・
- 10%以上・・・
- 10%未満・・・
- 設置なし・・・

※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の6に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

※★は、所管の学校(高等学校・特別支援学校等)にコミュニティ・スクールを導入している道府県

※沖縄県は地図を拡大しています。

地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進による取組事例

学校・家庭・地域の連携・協働による業務改善 (岡山県浅口市立鴨方東小学校)

鴨方東小学校の働き方改革の3領域

～生産性を高め、教育の質の向上を図る～

業務改善

※鴨方東小学校資料より

- ☆業務内容の棚卸し
- ☆コミュニティ・スクールの設置
- ☆校務分掌の新体制化等

意識改革

時間外勤務
25%減

時間改善

- ☆時間管理の力エル5
- ☆職員会議・終礼改善
- ☆勤務時間の記録等

環境改善

- ☆職員室の機能的なレイアウト
- ☆人間関係・同僚性の構築等

育てたい子どもの姿や学校・家庭・地域の課題を共有したうえで学校の多様な業務の棚卸しに取り組むとともに、それぞれが取り組むことについて役割分担を見直すことにより、「働き方改革」につながり、教員の業務時間の削減を達成。

一日あたりの超過勤務時間*の推移

(一人あたりの平均時間)



教職員へのアンケート結果

項目	%
1 退校時刻面で効果があった	88.8
2 働き方に関する意識が変わった	88.8
3 タイムマネジメント面で効果があった	86.3
4 生活習慣が改善された	82.5
5 業務や会議が減った	81.3
6 授業準備・学力向上に関わる時間が増えた	77.5
7 精神的にゆとりができた	72.5
8 児童と向き合う時間が増えた	67.5

①業務内容の棚卸し (何をやって 何をやらないか)

・教職員、保護者 (PTA)、地域住民で、「どんな学校にしたいか」「どんな子供を育てたいのか」を熟議。そこで**業務の仕分け方針を共通理解**し、できるものから業務の廃止・簡略化に着手。



教職員・PTA役員・地域住民で熟議
→ **仕分けの方針を共通理解!**

②コミュニティ・スクール (学校運営協議会) の設置、地域学校協働活動による地域との連携

・育てたい子どもの姿や学校・家庭・地域の課題を共有し、学校が担ってきた負担や役割等を見直したうえで、地域学校協働活動を展開。**教職員と地域住民の共通理解のもと活動を展開することで、業務の効率化や教育の質が向上**



ワックスがけ

校内パトロール

目的

学校を核として地域力の強化を図るためには、保護者や地域住民が学校や子供たちの教育活動に参画し、支援をするだけでなく、学校が地域コミュニティの中核となる双方向の協働体制の構築を図るとともに、企業・団体等が協力して学校を核とした関係者のネットワークの構築を図る必要があることから、先進モデル開発のための実証的な共同研究等を行う。

事業概要

(1) 学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究 (8,399千円)

- これまで実施した調査研究や既存の多様な調査結果やデータ（全国学力学習状況調査等）を再分析し、各地域において総合的かつ継続的に地域と学校の連携・協働の効果、地域における教育力の状況を把握することができるよう**ポートフォリオモデルを作成**。
- その際、**コンサルタント派遣事業とも連携**し、得られたデータを組み合わせて試行的に分析。

(2) 地域とともにある学校づくり推進フォーラムの開催

(7,520千円)

- 地域とともにある学校づくりに向けて取組の充実や普及を図るために、保護者、地域住民、学校関係者等を対象とした**フォーラムを開催**。
- 関係者同士のネットワークを構築するとともに、取組を全国に広げ、全ての子供たちにおける教育活動の質向上を図る。

それぞれの取組を
連携させながら実施

(3) コミュニティ・スクールの地域学校協働活動の推進に係る調査研究・コンサルタント派遣

(13,598千円)

- 学校運営協議会制度の導入状況や地域学校協働本部の整備状況について、**全国的な現状と課題について把握**。
- 学校運営協議会の充実及び地域学校協働活動の推進に向けて、まだ導入に向けて具体的な動きを取っていない自治体に対し、情報聴取や相談への助言等を行う**コンサルタントを派遣**。

(4) 学校運営協議会と地域学校協働本部の設置・拡充に向けた調査研究事業

(4,019千円)

- 変わりゆく社会の仕組みや新しい教育体制の中で、学校運営協議会や地域学校協働本部の設置が少ない学校種や設置者の異なる学校同士の連携・協働の在り方について、学校運営協議会や地域学校協働本部の果たす役割や効果的かつ効率的な運営方法・推進方策についての調査研究を行い**モデルを構築し、全国への普及を図る**。

目標

- 全ての公立学校における学校運営協議会制度の導入
- 全小中学校区における地域学校協働活動の実施

「社会に開かれた教育課程」の実現
に向けた基盤となる体制の構築

変わりゆく社会の仕組みや新しい教育体制の中で、これまで学校運営協議会の設置が少なかった学校種や設置者の異なる学校同士の連携・協働の在り方等について、学校運営協議会や地域学校協働本部の果たす役割や効果的かつ業務の効率化に資する運営方法・推進方策等についての調査研究を行い、全国への普及を図る。



コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の仕組みを生かした効果的な学校と地域、学校間の連携・協働体制の構築

新たな教育課題への対応

大震災・自然災害等の教訓

県立学校⇔学校が立地する地域

共生社会の実現

県立特別支援学校⇔市町村教委
 ⇔地域住民の理解・協力

地方創生・地域貢献

県立高等学校⇔市町村

学校の再編統合

統合予定の学校⇔学校がある地域

義務教育9年間の育ちを支える

義務教育学校・連携型小中一貫教育校
 カリキュラム⇔地域住民の理解・協力

中等教育6年間の学びを支える

中等教育学校・連携型中高一貫教育校
 市町村立中学校⇔県立高校

○防災の観点で考える学校が立地する地域と学校との関係の構築

○学校運営協議会を核とした県立特別支援学校と市町村立学校、地元地域住民との連携・協働による取組

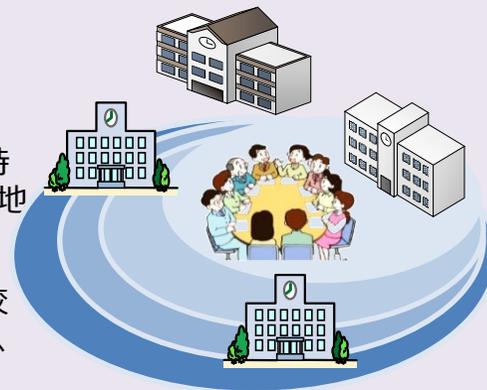
○地域の教育力を生かした高等学校における地域学校協働活動の実施、及び企業や団体等との協働による地方創生に向けた取組

○学校の再編統合が計画されている地域における学校運営協議会の役割

○小規模自治体における複数校で一つの学校運営協議会の運営体制の構築

○義務教育学校
 ○連携型小中一貫校
 ○保幼小中一貫教育

○中等教育学校
 ○連携型中高一貫校



【H30.4.1現在】設置校数

- 中等教育学校: 1校
- 特別支援学校: 106校
- 義務教育学校: 39校
- 高等学校: 382校
- 幼稚園: 147園
- 小・中学校: 4,757校

研究指定

フィードバック

学校運営協議会の果たす役割の研究

業務の効率化に資する運営方法の研究

検証

目的

全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなること、全ての小中学校区で地域学校協働活動が実施されることを目指し、取組を推進しようとする自治体を対象に専門家(コンサルタント)を派遣し、各自治体の取組を後押しする。

概要

コンサルタント(20名)が地域毎に分担して、都道府県教育委員会を訪問し、推進体制などに関する情報交換を実施。これを踏まえてコンサルタントが域内市町村教育委員会を訪問し、実状を把握するための意見交換や、課題解決に向けた相談を受けるとともに、抽出した課題に対する具体的なアドバイスを実施。

事業委託先:NPO法人スクール・アドバイス・ネットワーク

コンサル実施期間(予定):9月以降~1月末頃まで

8月23日に各都道府県のコミュニティ・スクール担当課、地域学校協働活動等担当課にメールをお送りしています。各市町村教育委員会への周知ならびに今後委託団体への情報提供や相談への御協力をお願いします。

2019「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」の開催予定

会場・規模	日時	場所	申込期間
広島県 府中市会場 (1,200名程度)	8月2日(金) 10:00～16:30	府中市文化センター (府中市府川町70番地)	申込終了
鹿児島会場 (600名程度)	10月30日(水) 13:00～16:40	宝山ホール (鹿児島市山下町5-3)	9月17日～10月18日 ※定員になり次第終了
東京会場 (500名程度)	12月16日(月)、17日(火) ※時間については検討中	文部科学省3階講堂	11月上旬～12月上旬 (予定)
滋賀会場 (600名程度)	1月24日(金) ※時間については検討中	びわ湖ホール(予定)	12月中旬～1月上旬 (予定)

※ 広島県府中市会場は、「2019 全国コミュニティ・スクール研究大会in びんご府中」として、全国コミュニティ・スクール連絡協議会と共同開催

* フォーラムについて

「学校と地域でつくる学びの未来HP」の中の
「フォーラムの開催」及び「イベント」で紹介

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/index.html>

学びの未来



コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）について

CSマイスター派遣制度

全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなることを目指し、自治体に対して導入や推進に向けた積極的な支援を行っています。その一環として、コミュニティ・スクールの導入や実践経験を有する元校長や学校運営協議委員等をCSマイスターとして委嘱し、コミュニティ・スクールの導入及び拡充を推進する教育委員会や学校関係者等に対する継続的な助言及び支援を行っています。

*CSマイスター派遣の流れ等について

「学校と地域でつくる学びの未来HP」の中の
「コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）派遣事業」で紹介

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/index.html>



学びの未来



令和元年度コミュニティ・スクール推進員(CSマイスター)名簿（32名）

赤松 梨江子	東みよし町立三加茂中学校 事務室長	小見 まいこ	NPO法人みらいずworks 代表理事
畦地 和也	黒潮町教育委員会 教育長	鈴木 廣志	栃木市立大平中央小学校 校長 ※
新谷 さゆり	白川村教育委員会事務局 社会教育主事	相田 康弘	山口県教育庁義務教育課やまぐち型地域連携教育推進班 主査 ※
安齋 宏之	本宮市立五百川小学校 校長	高木 和久	びわこ学院大学 非常勤講師
井上 尚子	杉並区立天沼小学校学校運営協議会 会長職務代理者	竹原 和泉	特定非営利活動法人まちと学校の未来 代表理事
今泉 良正	石巻市教育委員会学校教育課 石巻市コミュニティ・スクールマイスター	玉利 勇二	都城市立五十市中学校 校長
今村 隆信	純真短期大学 特任教授	出口 寿久	北海道科学大学 教授
大谷 裕美子	ゆめ☆まなびネット 地域コーディネーター 河内長野市立美加の台小学校学校運営協議会 副会長	西 孝一郎	京都光華女子大学 准教授
大山 賢一	新潟薬科大学 非常勤講師	西村 久仁夫	一般社団法人コミスクえひめ 代表理事
梶原 敏明	大分大学COC+推進機構 統括コーディネーター	布川 元	元大石田町教育委員会 教育長
風岡 治	愛知教育大学 准教授	野澤 令照	宮城教育大学 学長付特任教授
岸 裕司	秋津コミュニティ 顧問	萩本 善三	同志社大学免許資格課程センター教職課程指導相談室 アドバイザー
黒瀬 忠行	中土佐町立上ノ加江小学校 校長	増渕 広美	神奈川県立総合教育センター教育相談部教育相談課 教育相談専門員
小西 哲也	兵庫教育大学 教授	宮田 幸治	府中市教育委員会学校教育課 主幹
木本 育夫	光市教育委員会 山口県地域連携教育エキスパート・地域連携教育アドバイザー	森 保之	福岡教育大学教職大学院 教授
		森谷 正孝	NPO法人子どもたちと共に学ぶ教室シニアスクール 副理事長
		四柳 千夏子	一般社団法人みたかSCサポートネット 代表理事

(※は新規)

コミュニティ・スクール 地域学校協働活動 ～ 学校と地域でつくる学びの未来ホームページ（文部科学省） ～

「学校と地域でつくる学びの未来」ホームページをリニューアルしました。

これまでより掲載していた地域学校協働活動に関する情報の他、コミュニティ・スクールに関する情報、企業・団体等の教育プログラムに関する情報等を本ページに集約したほか、ホームページを御覧になられる方（自治体、学校関係者、保護者地域の方、企業・団体関係者）ごとに必要と思われるコンテンツをまとめて掲載しております。

学校と地域でつくる
学びの未来
School Home Community

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

文字 標準 拡大 背景色 標準 黒 青

よくある質問 ▶ 初めての方へ ▶ サイトマップ ▶ SNS ▶ お問い合わせ

2文字以上のキーワードを入力 検索

自治体の方 | 学校教職員の方 | 地域学校協働活動推進員 (コーディネーター)の方 | 保護者・地域の方 | 企業・団体の方

ホーム | 国の取組 | 全国取組事例 | 企業等による教育プログラム | 関連資料・パンフレット

地域みんなの力で 子供たちの未来を拓く

地域と学校の連携・協働は、
教育と子供たちの明日へ心を寄せる
すべての方々に支えられています。

一時停止

未来を担う子供たちの豊かな学びや成長を支えるためには、地域と学校がパートナーとして連携・協働することが重要です。本サイトで、国の取り組み、地域と学校が連携・協働した事例、企業・団体・大学等の方学校と協働するためのツール、イベントの情報、等を掲載しています。



<https://manabi-mirai.mext.go.jp/> もしくは“学びの未来“で検索

土曜学習応援団について

～出前授業等を見つけるためのプラットフォーム～

平日可能な
出前授業も
多数！

文部科学省では、平成26年4月より子供の豊かな学びを支えるために、多様な企業・団体・大学等に「土曜学習応援団」に御賛同（御参画）いただき、土曜日をはじめとして、夏休み、冬休み、平日の授業や放課後等の教育活動に出前授業の講師や施設見学の受入等により参加していただくことで特色・魅力のある教育活動を推進。（令和元年7月段階で785団体が賛同）



出前授業の講師
施設の見学
職場体験

等



土曜日等の教育活動
自然体験・食育教室
実験・工作
ビジネススキル
グローバル人財育成
文化芸術・スポーツ
学力向上

等

土曜学習応援団に賛同した
様々な企業・団体・大学等

教育活動への協力依頼

学校・教育委員会
地域の教育団体等



ホームページ等による
応援団の情報提供



* 幼稚園・保育園～高校までを対象、他に、親子での参加も可能
* 土曜日をはじめとして夏休み、冬休み、平日の授業や放課後等を対象

☀️ 土曜学習応援団が、出前授業等の講師として参加している事例



化学の不思議を伝える
「化学実験教室」



災害に備える力を養う
「防災教室」



地球温暖化を考える
燃料電池を使用した
「発電実験教室」

土曜学習応援団・WEB

* 賛同企業等の一覧や各企業等の取組を
「学校と地域でつくる学びの未来HP」の中の
「企業等による教育プログラム」で紹介

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/index.html>



学びの未来

3. 今年度の予算執行について

- 事業実施における注意事項 ……29頁
- 今後のスケジュール ……36頁

事業実施における注意事項

【要注意：不適切経理について】

不適切経理(返納)案件が多発しています。

→ 実績報告書提出前の確認を強化(複数名による確認を)

→ 都道府県においては、間接補助先が提出する会計書類を、文科省に提出する前にしっかりと確認することが必要

〈よくある「不適切経理」の事例〉

- 謝金の二重払い、過払い(出勤簿等の確認漏れや、放課後子供教室の標準的な日数・時間を超えた支出など)
 - 消耗品の年度末執行(年度末における年度内に使用しないコピー用紙の大量購入など)
 - 補助対象外経費に該当する支出(備品、子供たちの保険料、修繕費、料理教室等における子供たちの食材費など)
 - 補助金担当者と事業実施担当者が異なることによる実績報告書の誤り
- 不適切経理が発生した場合は、全ての会計書類の提出を求めます。

事業実施における注意事項

【会計実地検査における会計検査院からの指摘】

会計検査院による実地検査において、以下の事案について指摘され、返還措置を講ずることとされています。

〈事案の概要〉

- ① 地域学校協働活動推進員への謝金の支払いについて、実際の活動時間に謝金単価を乗じた金額のみを国庫補助対象としていたところ、実際には活動していない時間(有給休暇等)を含めて補助対象経費を算定していた。
- ② 放課後子供教室を児童館で実施する際、児童館職員を「放課後子供教室に従事させる者」として兼務させていたが、児童館職員として勤務している時間と放課後子供教室に従事している時間との切り分けができておらず、実際に従事した時間に基づかない方法で謝金の支払金額を算定していた。
- ③ 年度の途中までは実績額を計上していたものの、年度の途中以降は支出見込額を実績として実績報告書に計上し、実際の支出額が報告書における補助対象経費とは異なる額となっていた。

事業実施における注意事項

よくある質問

【備品について】

〈備品と消耗品の違い〉

備品は「1個当たりの金額が3万円以上」です。3万円未満のものは消耗品となります。

ただし、各地方公共団体の会計基準等に基づく規定がある場合はこの限りではありません。 (参照:学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領)

【補助対象外経費について】

〈修繕費〉

学校設備などの修繕費は補助対象外です。

※ 放課後子供教室及び平成27年度と28年度補正予算に係る補助金で購入した備品に対する修理費用は、国庫補助率1/3の補助金において、補助対象経費として計上いただきたくありません。ただし、「雑役務費」として取り扱うこととします。

事業実施における注意事項

よくある質問

【補助対象外経費について】

〈謝金〉

日誌や活動記録などで活動時間が確認できない地域学校協働活動推進員や協働活動支援員、協働活動サポーター等への謝金は補助対象外経費です。

※謝金を補助対象経費として計上する場合は、出勤簿(活動時間が確認できるもの)、領収書(又は支出命令原義書)等の関係書類を保管しておく必要があります(外部に業務委託を行う場合も同様です)

例①コーディネーターの謝金単価が地方公共団体の規定により、活動時間に関わらず1日当たり2,000円と定められており、出勤簿での活動時間管理を行っていない。

本コーディネーターに係る謝金は、全額補助対象外

例②コーディネーターの謝金単価が1時間当たり1,480円であるA市において、活動時間に関わらず、毎月30,000円の謝金を支払っている。

ある月の活動時間:20時間 → $1,480円 \times 20h = 29,600円$ ⇒ 29,600円が対象経費で、残りの400円は対象外経費

ある月の活動時間:25時間 → $1,480円 \times 25h = 37,000円$ ⇒ 全額(30,000円)が対象経費

事業実施における注意事項

よくある質問

【補助対象外経費について】

〈会議費〉

会議のための茶菓子は補助対象外経費です。補助対象経費となるのは出席した人数分の水又はお茶代のみであり、コーヒーやジュース等も補助対象外経費です。(カウントできないお茶の葉やコーヒーの粉は補助対象外)

※ 自治体の会計規則等において別途定めがある場合は対象経費として認められる場合があります。その場合、文部科学省まで当該会計規則等の提出が必要となりますので、御用意ください。

また、イベント参加者に対してペットボトルのお茶を配布したような場合は、会議費に当たりませんので、補助対象外経費です。(熱中症対策であっても、事前・事後に全員に配布するお茶は、会議費の対象とはなりません)

※ 会議費を補助対象経費として計上する場合は、開催通知、出席者一覧、議事録等の関係書類を保管しておく必要があります(出席者の数と、購入したペットボトルの数的一致する必要があります)

〈保険料〉

活動に参加する子供たちの保険料、ボランティア等の雇用保険は、補助金の対象外です。

※ 保険料を補助対象経費として計上する場合は、保険加入者一覧等の関係書類を保管しておく必要があります。

事業実施における注意事項

よくある質問

【補助対象外経費について】

〈旅費・交通費〉

活動に参加する子供たちの旅費・交通費は対象外です(受益者負担)。また、コーディネーターや教育活動推進員など謝金の支給対象者であっても、自宅から通常活動を行っている場所への交通費に該当する経費は原則補助対象外です。

〈教材費〉

参加する子供たちの工作教室における材料費、料理教室における材料費(食材費)などは、要綱上補助対象となりません(受益者負担)。

〈消耗品〉

本事業は単年度事業であるため、次年度準備のための消耗品の購入は補助対象となりません。

事業実施における注意事項

【予算執行見込み額調べ】

〈今年度の補助金に係る執行予定についての報告〉

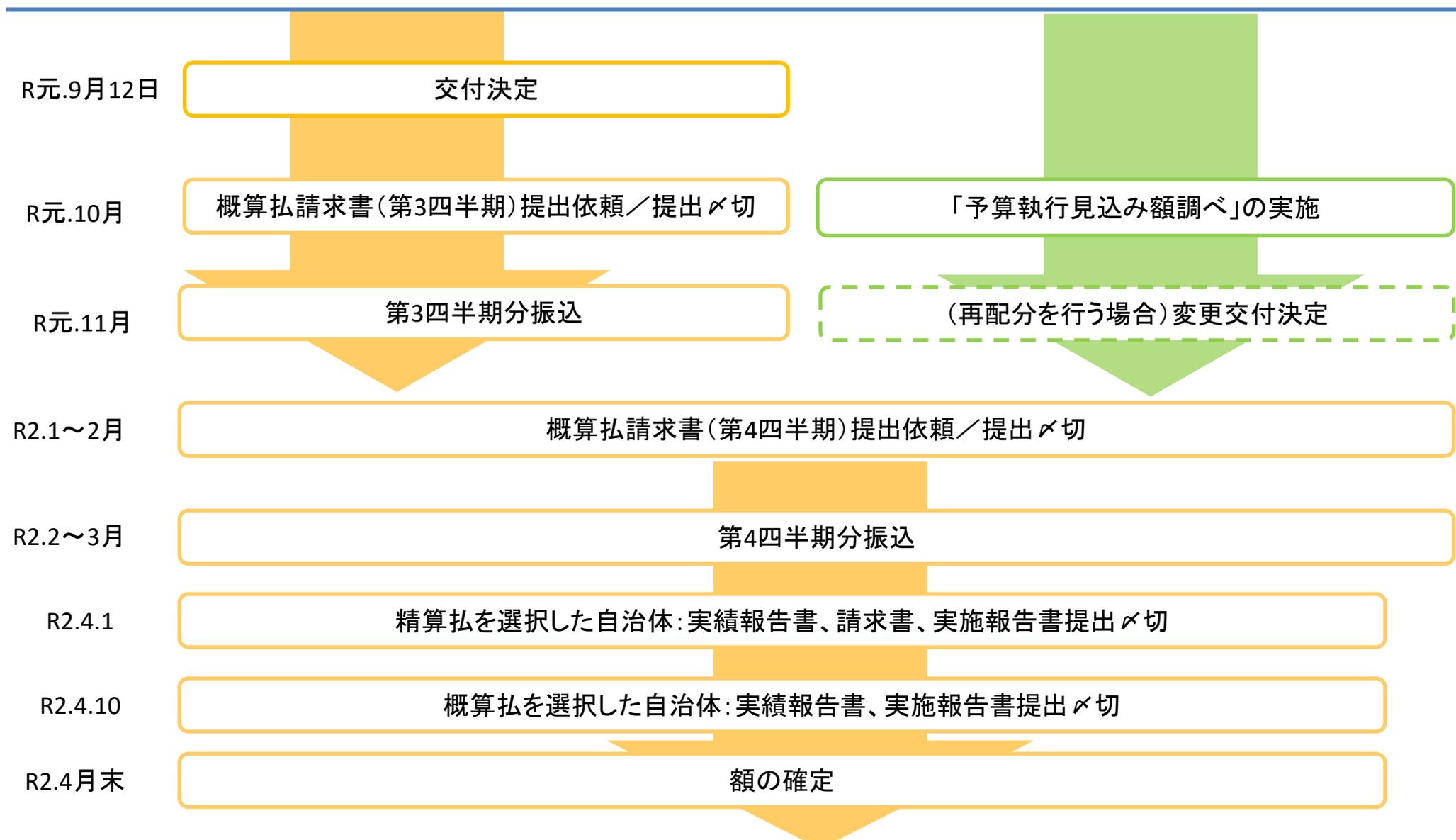
例年、補助金額の確定作業において不用が発生しており、厳しい財政事情の中、補助金の効率的な活用ができていない状況にあります。

そこで、今年度は予算の執行見込み額について照会させていただき、その時点で明らかに不用が発生することが見込まれる場合には、その不用額分を返還させていただきます。

返還いただいた補助金については、その金額次第では今年度の補助金を再配分する可能性があります。

※なお、額の確定時における不用額(不用率)については、来年度事業の交付額を決定する際の査定材料とさせていただきます。

令和元年度「学校を核とした地域力強化プラン」のスケジュール(予定)



※1 実績報告書は「補助事業を完了した日から30日を経過した日又はR2.4.10のいずれか早い日」が提出期日であり、これを過ぎた場合は要綱違反となりますので御留意願います。

※2 要綱上は「※1」が提出期日ですが、確定・支払作業を効率的に行うため、できるだけ早い提出をお願いしています。

令和2年度「学校を核とした地域力強化プラン」のスケジュール(予定)

申請スケジュール

R元.12月

令和2年度予算案閣議決定(国会提出)

R2.1~2月

全国ブロック説明会

R2.2月頃

仮申請の依頼・交付要綱(案)の送付

R2.3月末

仮内定通知の送付

R2.4.1

事業執行開始

参考資料

- **学校運営協議会制度及び地域学校協働活動に関する資料** ……40頁
- **放課後子供教室に関する資料** ……48頁
- **地域未来塾に関する資料** ……54頁
- **法改正・閣議決定等** ……56頁
- **参考資料・HP等** ……65頁

学校運営協議会に関する地教行法の主な改正内容(地教行法第47条の6関係)

改正事項	現状・課題	改正の内容
①学校運営協議会の設置を努力義務化	<ul style="list-style-type: none"> 協議会は各教育委員会が任意に設置するものとなっているが、さらなる設置の促進が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 各教育委員会に対して、協議会の設置の努力義務を課すこととする(第1項関係)。
②学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し、必要な委員を追加	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定されているが、<u>地域住民等の支援・協力を得て学校運営を改善していく</u>必要性が高まっている。 委員は、<u>地域住民や保護者一般</u>が規定されているのみ。 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会において、学校運営への必要な支援に関する協議も行うよう、役割を見直す(第1項関係)とともに、協議会は、協議の結果に関する情報を地域住民等に提供しよう努めることとする(第5項関係)。 地域学校協働活動推進員(※社教法に規定)等の学校運営に資する活動を行う者を協議会の委員に加えることとする(第2項関係)。
③委員の任命に関する校長の意見申出を規定	<ul style="list-style-type: none"> 委員の任命について、校長の関与は特段規定がないが、<u>校長とともに責任感を持って学校運営に参画できる人材</u>が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 委員の任命に当たり、校長が意見申出を行えることとし(第3項関係)、校長がリーダーシップを発揮できる仕組みとする。
④任用に関する意見の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、<u>特段の規定がないが、依然抵抗感が強い</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> どのような事項について教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で定めることとする(第7項関係)。
⑤複数校で一つの協議会を設置することを可能に	<ul style="list-style-type: none"> <u>学校ごとに協議会を設置することとされているが、学校間の円滑な接続を図れるようにすること等が必要</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中一貫教育など、二以上の学校に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができることとする(第1項関係)。

※ このほか、協議会の運営が適正を欠き、学校運営に支障をきたすときには、教育委員会が協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずることとする(第9項関係)ほか、協議会の在り方の見直しに関する検討規定を置いている(附則第5条関係)

「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月 文部科学大臣決定）

中教審答申③←教育再生実行会議第7次提言

中教審答申②←教育再生実行会議第7次提言

中教審答申①←教育再生実行会議第6次提言

教員改革（⇒資質向上）

養成・採用・研修を通じた
不断の資質向上

現職研修改革

- ベテラン段階
 - 管理職研修の充実
 - マネジメント力強化
- 中堅段階
 - ミドルリーダー育成
 - 免許更新講習の充実
- 1～数年目
 - チーム研修等の実施
 - 英語・ICT等の課題へ対応

採用段階の改革

- 採用試験の共同作成
- 特別免許状の活用

養成段階の改革

- インターンシップの導入
学校現場や教職を早期に体験
- 教職課程の質向上

教員としての資質の向上に関する「指標」 ← 都道府県が策定
「指標」の策定に関する指針 ← 国が大綱的に提示

法改正済：免許法、教員センター法、教特法

学校の組織運営改革（⇒チーム学校）

校長のリーダーシップの下
下学校を運営

校長

- 学校運営の基本方針
- 学校運営や教育活動 等

校長のマネジメントを支える
※共同学校事務室により
学校の事務を効率化

事務職員 ⇒職務の明確化

社会に開かれた教育課程
よりよい社会を作るという目標のもと
教育課程を介して地域社会とつながる学校

授業等の学習指導
生活指導・保護者対応 等

子供

保護者

子供への個別カウンセリング
いじめ被害者の心のケア 等

子供へのカウンセリング等に基づくアドバイス
校内研修の実施 等

教員をバックアップする
多様なスタッフ

- スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー
- 地域連携の中核を担う教職員

困窮家庭への福祉機関の紹介
保護者の就労支援に係る助言 等

法改正済：学校教育法、地方教育行政法

地域からの学校改革・地域創生（⇒地域と学校の連携・協働）

学校運営協議会 ⇒努力義務化

- 校長のリーダーシップを応援
- 地域のニーズに応える学校づくり

法改正済：地方教育行政法

地域学校協働本部

保護者・地域住民・企業・NPO等

地域の人々が学校と連携・協働して、
子供の成長を支え、地域を創生

学校を核とした地域の創生
次代の郷土をつくる人材の育成、まちづくり

連携・協働

地域学校協働活動推進員

「地域学校協働活動」の推進

- 郷土学習・地域行事・学びによるまちづくり
- 放課後子供教室・家庭教育支援活動 等

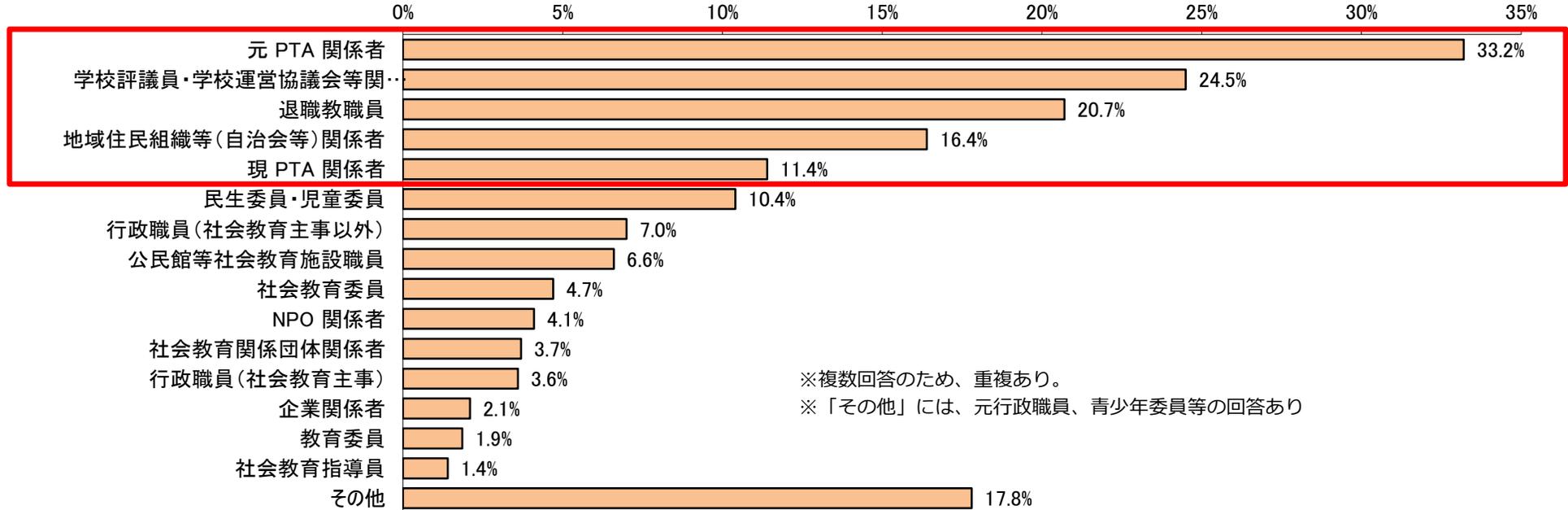
法改正済：社会教育法

「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実 法改正済：義務標準法等

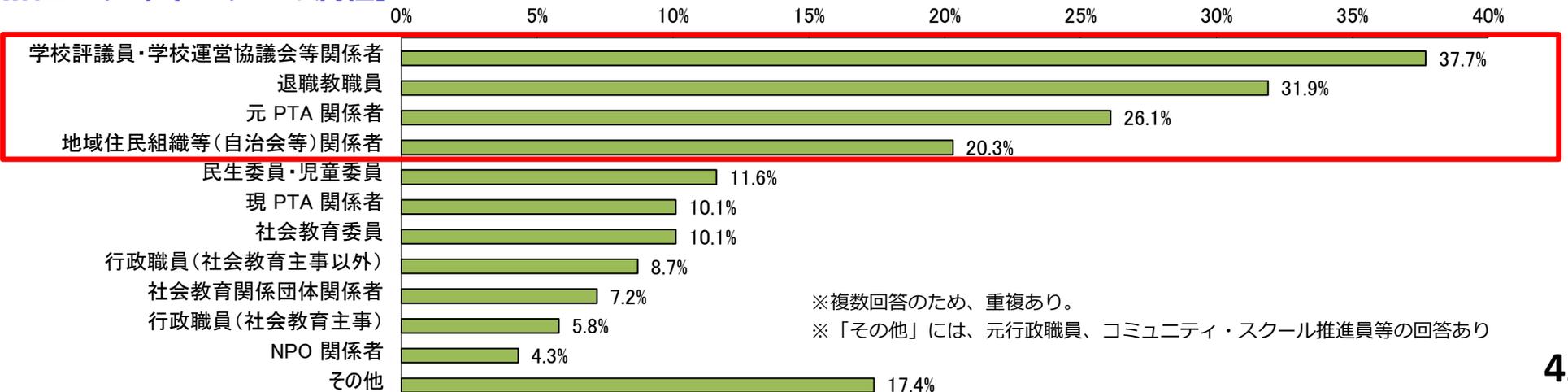
コーディネーターの属性

◆ コーディネーターはPTA 関係者、退職教職員、地域住民組織等（自治会等）関係者などが多い

【地域コーディネーターの属性】



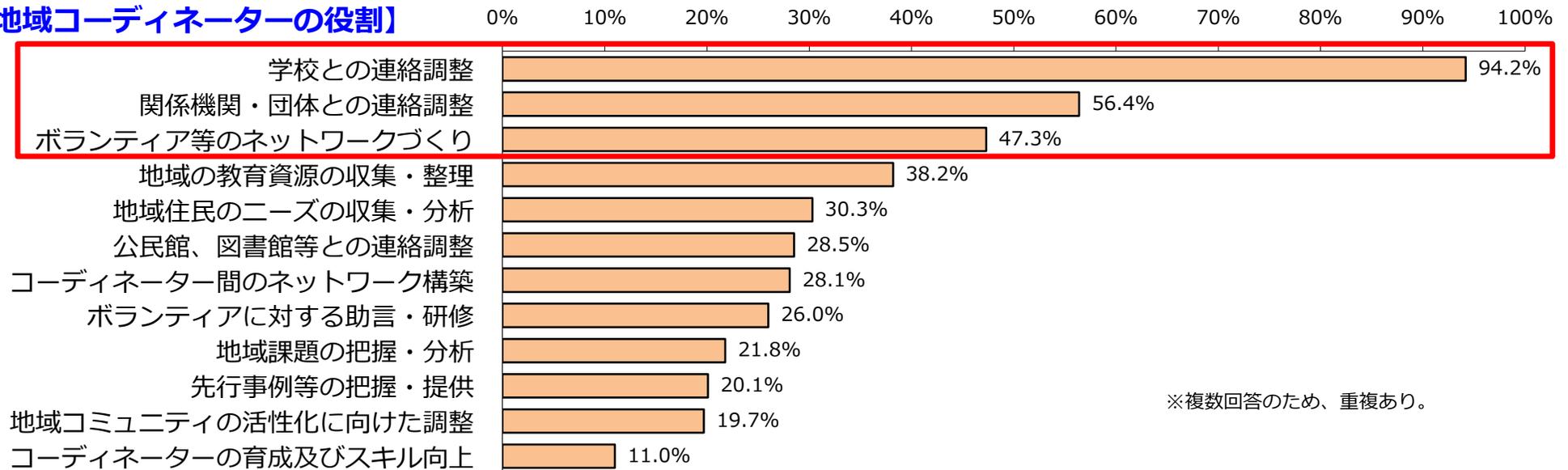
【統括コーディネーターの属性】



コーディネーターの役割

◆ コーディネーターは多様な役割を担っている。

【地域コーディネーターの役割】



※複数回答のため、重複あり。

【統括コーディネーターの役割】



※複数回答のため、重複あり。

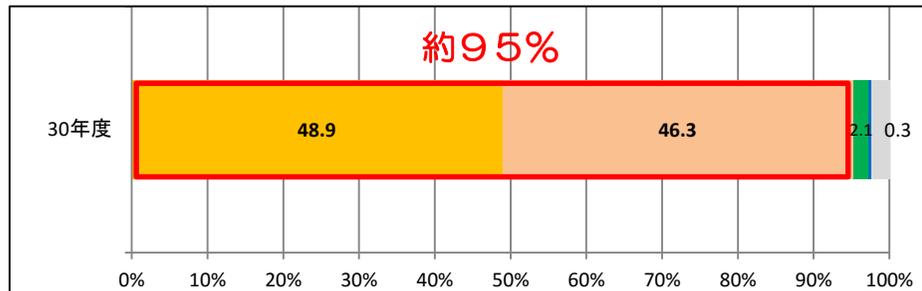
3. 学校と地域の連携・協働の取組がもたらす効果

地域学校協働活動による効果

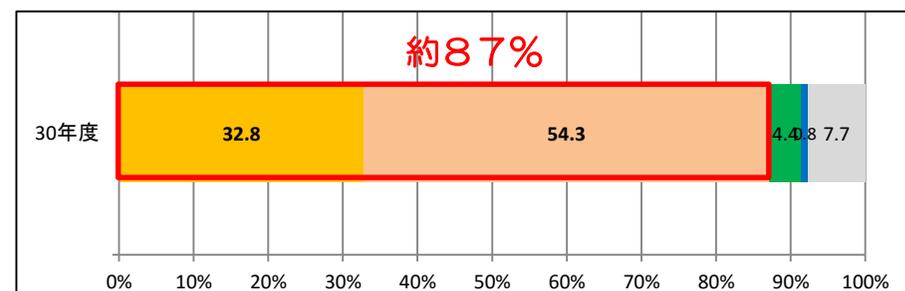
◆ 保護者や地域住民との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果があると思う学校は約9割にのぼる。

当てはまる
 どちらかといえば、当てはまる
 どちらかといえば、当てはまらない
 当てはまらない
 その他、無回答

【小学校】



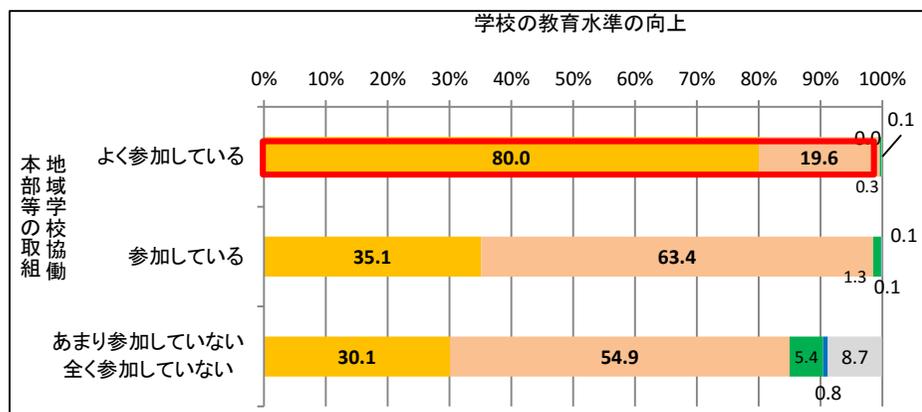
【中学校】



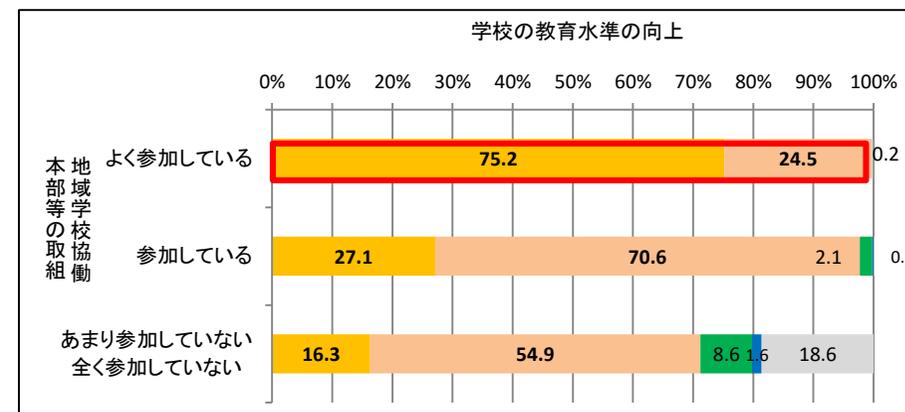
◆ 地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして保護者や地域の人との協働による活動を行ったほど、学校の教育水準の向上に効果があったと考える割合が高い。

当てはまる
 どちらかといえば、当てはまる
 どちらかといえば、当てはまらない
 当てはまらない
 その他、無回答

【小学校】



【中学校】

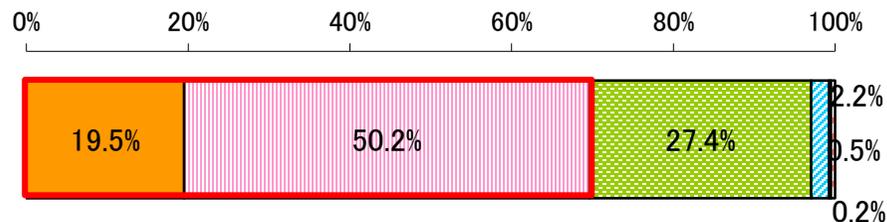


(平成30年度全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査)

地域学校協働活動による効果

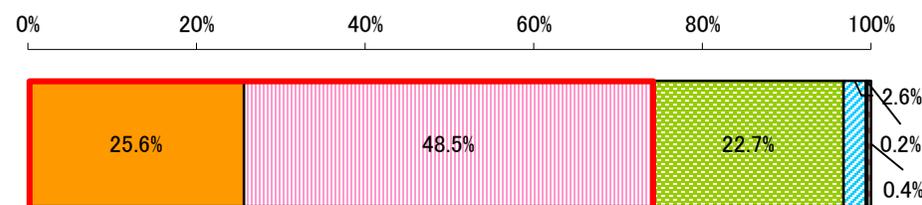
地域への効果

◆実際に本部事業に参加してみて、地域住民が学校を支援することにより、**地域の教育力が向上し、地域の活性化**につながった



約69%

◆実際に本部事業に参加してみて、地域住民の**生きがいつくりや自己実現**につながった。



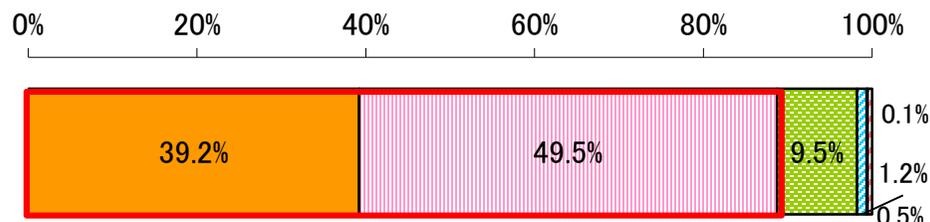
約74%

とてもそう思う
 ややそう思う
 どちらともいえない
 あまりそう思わない
 まったくそう思わない
 無回答

(「平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査」文部科学省・国立教育政策研究所。上記は学校を対象とする調査結果。)

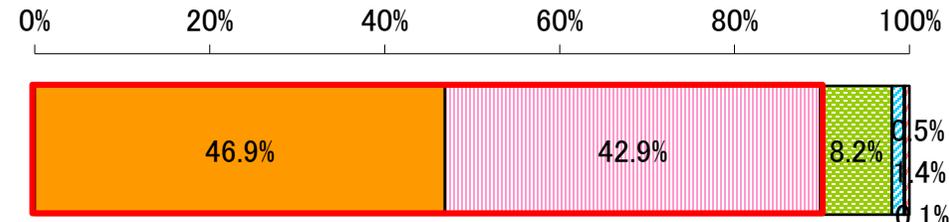
子供たちへの効果

◆実際に本部事業に参加してみて、子供たちが地域住民と交流することにより、様々な体験や経験の場が増え、**コミュニケーション能力の向上**につながった。



約89%

◆実際に本部事業に参加してみて、子供たちが地域住民と交流することにより、様々な体験や経験の場が増え、**地域への理解・関心が深まった**。



約90%

とてもそう思う
 ややそう思う
 どちらともいえない
 あまりそう思わない
 まったくそう思わない
 無回答

(「平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査」文部科学省・国立教育政策研究所。上記は学校を対象とする調査結果。)

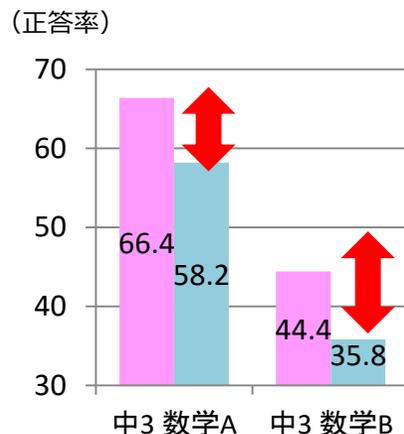
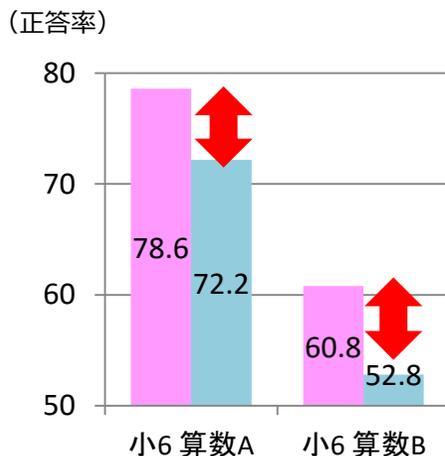
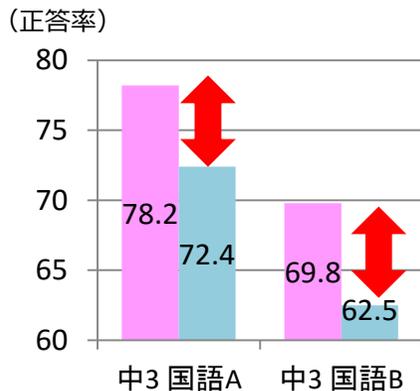
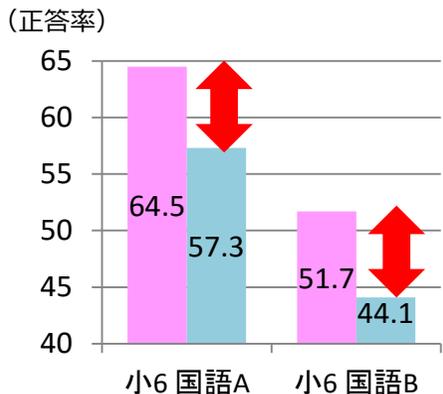
地域学校協働活動による効果

◆ 保護者や地域住民の学校支援ボランティア活動が進んでいる学校ほど学力が高い。

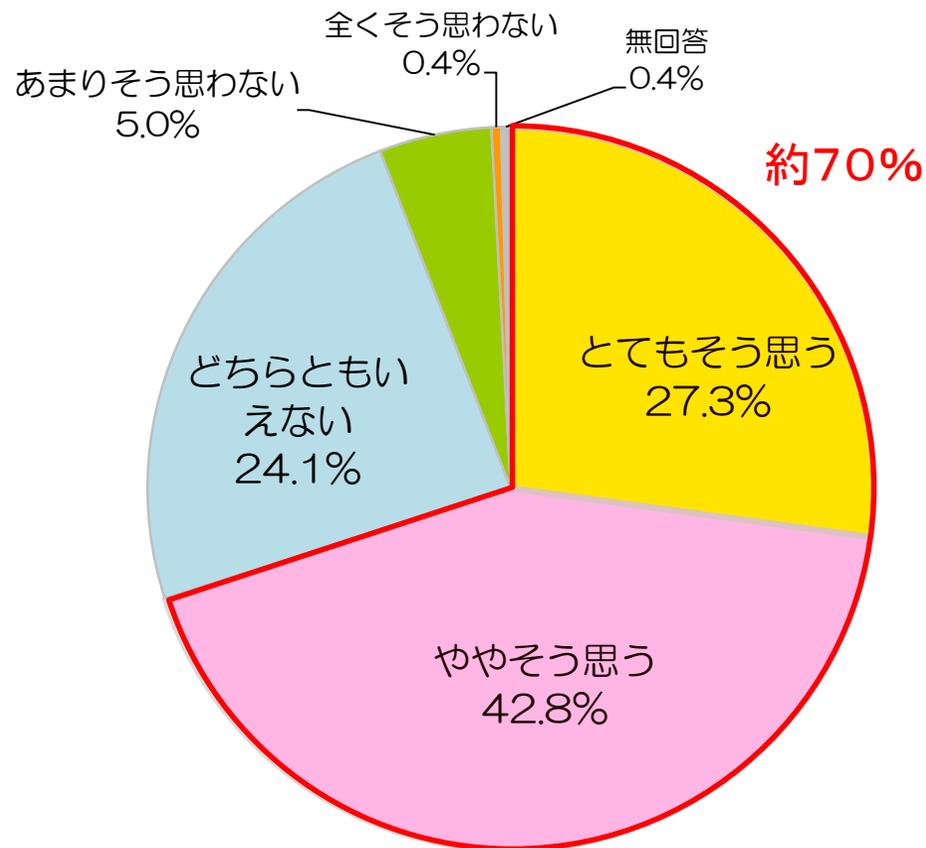
「地域には、ボランティアで学校を支援するなど、地域の子供たちの教育に関わってくれる人が多いと思うか」への回答と学力テストの正答率

(平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究 国立大学お茶の水女子大学 平成26年3月)

□ そう思う □ そう思わない



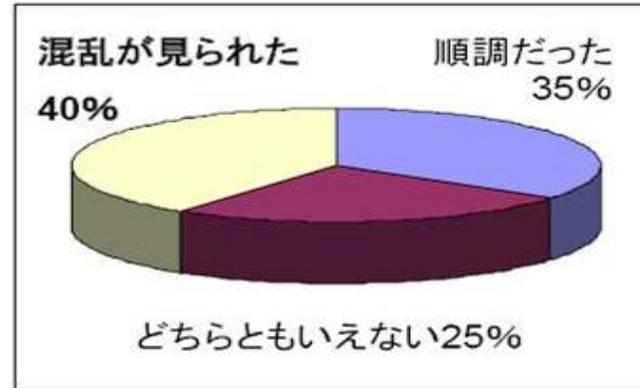
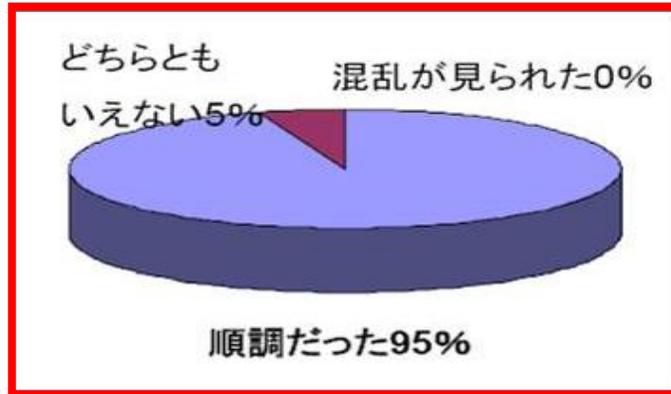
◆ 地域住民が学校を支援することにより、教員が授業や生徒指導などにより力を注ぐことができた



(「平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査」文部科学省・国立教育政策研究所。上記は学校を対象とする調査結果。)

震災時における地域学校協働活動等の効果

- ◆ 東日本大震災時、避難所において自治組織が立ち上がる過程は順調だったか。(校長)(宮城県)
 (学校支援地域本部設置20校) (学校支援地域本部未設置20校)

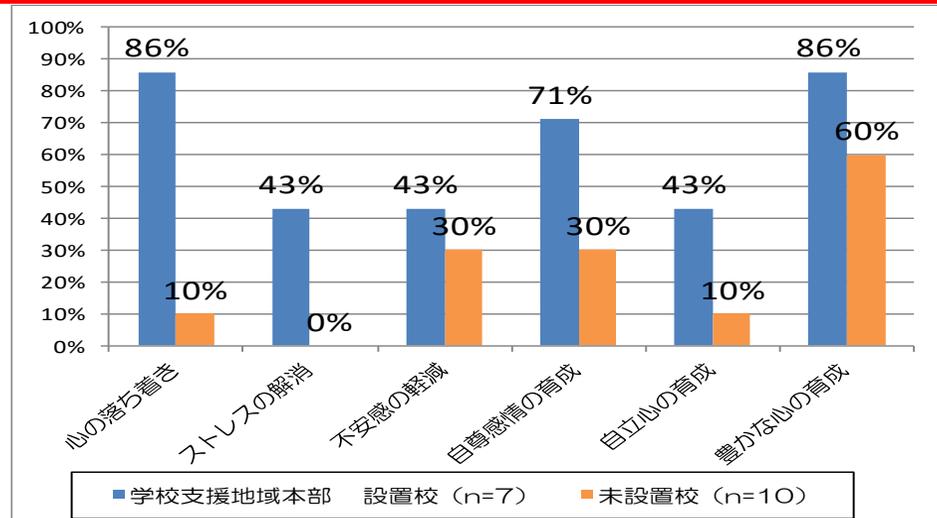


(東日本大震災後の宮城県内の小中学校長40名へのアンケート調査：文部科学省調べ)

- ◆ 平成28年熊本地震における地域学校協働本部(学校支援地域本部)の設置による被災後の効果

平成28年熊本地震時においても、学校支援地域本部設置校では、地域住民、学校教職員、児童生徒の結束力が高まっていたため、避難所の運営がスムーズであったとの声を聞いている。(熊本県教育委員会へのヒアリングより：文部科学省調べ)

- ◆ 地震後の地域のボランティア等と連携・協働(学校支援活動)した取組で、子供たちに変化が見られた。



(熊本地震後で震央となった益城町と周辺6町村の小中学校18校へのアンケート調査：文部科学省調べ)

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- **放課後児童クラブ**について、**2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備**（約122万人⇒約152万人）
- **全ての小学校区**で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で**一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。**
- 両事業を新たに整備等する場合には、**学校施設を徹底的に活用**することとし、**新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施**することを目指す。
- **子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。**

「新・放課後子ども総合プラン」の現状

(平成30年9月14日策定・公表)

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

目標等

【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標（2023年度末まで）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

取組の現状

放課後子供教室（文部科学省）

放課後児童クラブ（厚生労働省）

趣旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
2019年度予算額	59.2億円の内数	887.8億円
実施数	18,749教室 	25,328か所 
一体型	4,913か所	
登録児童数	—	1,234,366人
新規開設分の小学校での割合	—	60% (3,244か所のうち1,935か所)
実施場所	小学校 74.8%、その他（公民館、中学校など）25.2%	小学校 53.6%、その他（児童館、公的施設など）46.4%

※放課後子供教室の教室数は平成30年11月時点、放課後児童クラブの箇所数と一体型、新規開設分の小学校での割合、実施場所における割合は平成30年5月時点の数値を記載

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）

一体型とは

- 共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施
 - 活動場所は学校の余裕教室や特別教室（家庭科室や理科室、ランチルーム等）、学校敷地内の専用施設等の安心・安全な活動場所を活用
- ※放課後子供教室の開催日数は、各地域の実情等に応じて実施

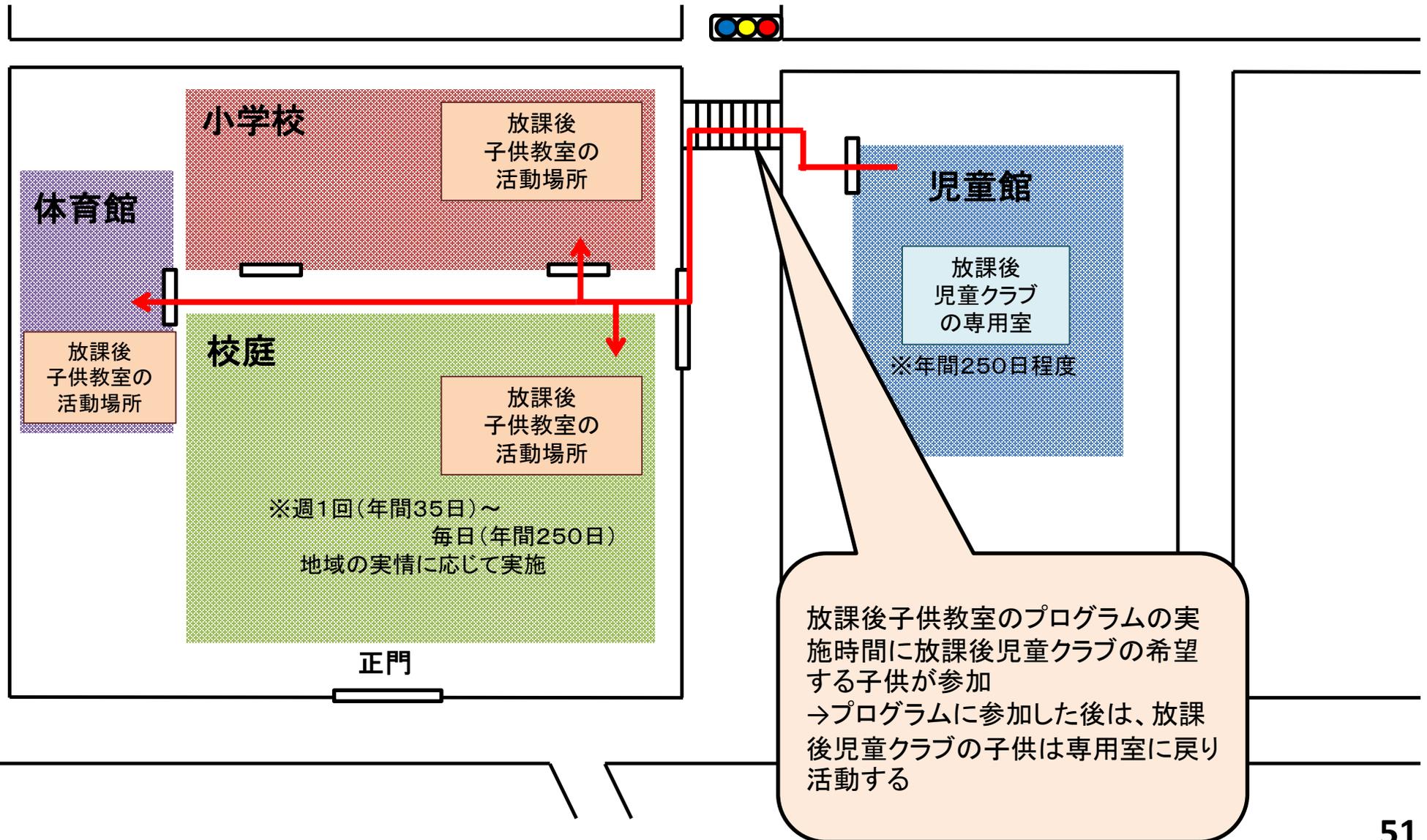
一体型のイメージ

【学校の敷地内等にて実施】



放課後児童クラブと放課後子供教室の「一体型」のイメージ

※原則、子供たちのみで安全に移動出来る場合(隣接または通りを挟んだ向かい)



放課後子供教室 『あしやキッズスクエア』(市内全8小学校で実施)

兵庫県芦屋市

活動の概要

- ・地域(校区), 教員OBの方々の見守りスタッフと高校・大学生のボランティアによる児童の居場所作り事業と企業・NPO団体等の**幅広い人材の参画による多様な体験プログラム事業**の2つの事業を実施。
- ・児童の居場所作りを通し, 子どもの地域とのかかわりの減少や体力の低下, 児童が公私立学校と異なる学校に通うことにより関係が希薄になることなど, **市の課題解決をはかる事業**としても取り組んでいる。



地元高校生のラグビー体験プログラムの様子

実施内容	放課後子供教室	放課後児童クラブ
対象	市内在住の全小学1~6年 (公立・私立問わない)	共働き家庭等の小学1~4年 (特別支援児童は小学6年まで)
開催日数	約230日	約288日
主な開催日	平日の放課後 (長期休業時も実施)	平日の放課後及び土曜日 (長期休業時も実施)
子どもの平均参加人数	約30人 (1小学校あたり)	約34人 (1か所あたり)
開催場所	小学校の余裕教室・校庭等	小学校内専用施設・校庭等

体験プログラムの内容

○体験プログラム

落語、将棋、折り紙、ペタンク、習字、芦屋かるた、震災伝承、走り方、スナックゴルフ、世界を旅するイラストレータと絵画、科学遊び、英語、エコ、手芸など

○企業NPO大学連携・自治体関連プログラム

食品、プログラミング、大工、釣り、防災、学芸員と絵画、ソーラーカーなど

○高校がラグビー一部の部活動の一環, またボランティア委員会として協力し, 「子どものやりたい遊びに思いきりつきあい遊ぶ活動」を実施

ポイント

- 異年齢・異世代が関わり合いコミュニケーションの取れる関係づくりを目指し, 「**裏路地の再構築**」をめざしている。
- **子ども達が主体的に「群れて遊ぶ」という考えのもと, 児童の自由な居場所作りに努め**, スタッフはルール厳守より, 臨機応変な対応での見守りを行ない, 体験プログラム参加は, 基本自由参加。またアンケート実施し, 居場所作り・体験プログラム充実に努めている。
- 保護者や地域の方への説明会の開催等を個別対応など随時行い, 放課後子供教室への理解・関心を高めてもらい, **スタッフやボランティアとして協力していただけた方を幅広く募って, 特定の人に頼らず, 子どもが多様な人とかわれるよう配慮**。
- 放課後児童クラブに対し, 放課後子供教室のスケジュールを常に情報提供をし, 同じ場所で両事業の子ども達が一緒に遊んだり, 放課後子供教室事業の体験プログラムに放課後児童クラブの子ども達も参加できる体制を整えている。

取組の効果

- ・放課後子供教室の活動内容に関するアンケートで, **保護者満足度79%、児童満足度86%**という結果。
- ・活動内容について特に制限を設けていないが, きめ細やかに安全配慮を行っている児童クラブと事故率は同水準。
- ・児童, 小学校, 保護者, 地域, 高校大学, 企業NPO, 自治体が事業の参加利用・参画・協力を行い, 新たな協働活動となっている。

放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の取組

柏市立酒井根東小学校 放課後子供教室 千葉県柏市

活動の概要

- ・平成16年度開設。平日はステップアップ学習会として学習支援、その他長期休業日には体験型講座を実施。
- ・放課後子供教室(図書館や空き教室等を活用)と放課後児童クラブ(小学校敷地内専用施設)が一体型として円滑に活動。



図書館活用学習の様子

実施内容

	放課後子供教室	放課後児童クラブ
対象	希望する児童 (ステップアップ学習会は主に2,3年生対象)	共働き世帯等の児童
開催日数	平日は週1日、長期休業時は10日間 (年間約35日)	週6日 (年間約290日)
主な開催日	平日の放課後及び長期休業時	平日の放課後及び土曜日 (長期休業時も実施)
子どもの平均参加人数	100人	50人
開催場所	小学校内の図書館や空き教室	小学校敷地内専用施設

プログラムの内容

- ステップアップ学習会(平日)
算数(百マス計算)、国語(漢字検定)、図書館活用学習、理科面白実験
- 体験型講座(長期休業日)
シェルリースづくり、サッカー、折り紙、そば打ち、茶道、魚三枚おろし教室など

ポイント

- 学習意欲の向上と学習習慣の定着など勉強につながる興味・関心を引き出すプログラムを実施している。
- 目標に向かってやり抜く力を大切にしているため、子供たちが日々の成長を実感できるような学習プログラムを組んでいる。
- 放課後子供教室開始前に学習プログラムごとにスタッフが打ち合わせをし、また終了後にも反省会を行い、プログラム内容の充実を図っている。
- 元教員や大学生、地元化学メーカーのOB職員など多様な人材の参画により学習プログラムの充実を図っている。

取組の効果

- ・保護者からは、「先生や親とも違う大人とふれあう機会ができた。」「子供たちのやる気に繋がっていると思う。」との声。また、参加児童からは、「自ら進んで、学習できた。」「優しく教えてもらえるので学習会に来るのが楽しい」との感想が寄せられている。
- ・放課後子供教室と放課後児童クラブの両方を利用する子供について、スタッフ間において居所を明確にするとともに放課後子供教室実施後には、子供を放課後児童クラブまでの送り届けるなど、子供たちの放課後の安全確保につながっている。

小学校段階の学習支援の取組事例

国立市放課後学習支援教室事業

国立市立第一小学校（東京都）

概要

目的・背景： 家庭学習等の学校以外での学習習慣が充分でないとの結果が各学校の児童アンケートに出たことから、平成26年度より放課後の空き教室を利用し教育委員会と学校が連携して学習支援を実施

対象者： 小学校5、6年生

実施教科： 国語、算数

学習内容： 宿題の見守りや指導者が作成するプリントを使った学習

実施時間： 1日1時間 週4日

実施体制： 登録児童数46人

教員免許所持者や教員志望の大学生等、教育委員会が選定した学習支援員を4名配置



ポイント

- 教育委員会と学校が連携して学習支援を実施することで、学習習慣を身に着けるとともに授業の進度や児童の実態を踏まえた指導が可能となり、参加する児童の日常の授業理解が進んでいる。
- 学習習慣が希薄になりがちな小学校5、6年生をターゲットにしており、そのことによって学習習慣の確立に寄与し、小学校卒業段階での学力向上につながっている。
- 生活困窮世帯に限らず希望する全ての児童の参加を認めており、子供の居場所としても活用され、結果として貧困対策にもなり得ている。

教育委員会、指導者等の声

- 子供の視線を思い出すことによって、物事の捉え方に幅が生まれた。
- 午前中は非常勤嘱託員として学校で勤務しているので、普段知りえない子供たちの情報についても知ることで有益。
- 中学校教員を目指す立場として、小学生にわかりやすく教えることは難しく、自身の指導方法の確立に役立つ。

放課後支援教室に参加している児童の声

- 学校が終わった後に勉強をする習慣が身に着いたことがよかった。
- もっと勉強したという気持ちが高まった。
- 気軽に勉強できる場所がよかった。
- 家で宿題をするよりも、集中して取り組むことができ、わからないことを気軽に質問できる場になっていることがよかった。

「地域未来塾」の取組事例

「部活動休養日」等に実施している地域未来塾（古河塾）

古河市立三和東中学校（茨城県）

古河塾の概要

目的・背景	古河市が所在する茨城県西部は部活動が盛んであり、90%以上の生徒が何らかの部活動に所属している。そのため、部活動のある日に未来塾を実施すると、未来塾の参加率が低下してしまうことから、部活動休養日を活用し、未来塾への参加率を高めている。
対象者	中学1年生～3年生の希望者
実施教科	数学、英語、理科、社会、国語（5教科）
年間活動日数	約60日 週2回（月、水）※夏休みや冬休み等の長期休業日を除く
実施時間等	15:00～16:30（月）、16:00～17:30（水）
実施形態	自習形式
実施体制等	生徒の1日当たりの平均参加人数 10人 地域サポーターの1日当たりの平均配置人数 2人



古河塾のポイント

- Web上の学習アプリを活用して、生徒一人一人が興味・関心に応じて選択したプリント教材を学習する。標準解答で自己採点するだけでなく、補助内容や発展内容となるヒントコーナーを参考とする学習も可能。
- 他の生徒と協議しながら課題に取り組めるよう、円卓で学習するなど学習環境にも配慮している。

「部活動休養日」に地域未来塾を実施する効果

- 部活動休養日に未来塾を実施することで、生徒は、放課後の時間を有意義に過ごすことができる。また、未来塾は地域サポーターが行っているため、部活動休養日の月曜日は、教員が放課後の時間を本来の業務に充てたり、会議の時間に充てたりすることができる。
- 古河塾ではICT機器であるタブレットを活用しているため、活動場所はパソコン室である。部活動がある日は、パソコン部の活動場所となるため、未来塾では使用できない、そのため、未来塾の場所の確保という観点からも、部活動休養日に未来塾を実施することが望ましい。

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(平成二十九年三月十五日衆議院文部科学委員会)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

八 地域住民等による学校との協働活動が推進され、各地域の子供たちがその活動を通じた学びを得ることができるよう、**地域学校協働活動推進員**をはじめとする人材の確保、地域住民等と学校との連携体制の整備に向けた好事例の収集・普及など財政上の措置を含めた必要な支援を行うこと。

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(平成二十九年三月二十三日参議院文教科学委員会)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

九 地域住民等による学校との協働活動が推進され、各地域の子供たちがその活動を通じた学びを得ることができるよう、**地域学校協働活動推進員**をはじめとする人材の確保、地域住民等と学校との連携体制の整備に向けた好事例の収集・普及など財政上の措置を含めた必要な支援を行うこと。

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律 附則

(平成二十九年四月一日施行)

(学校運営協議会の在り方の検討)

五 政府は、この法律の**施行後五年を目途として**、第四条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六の規定の施行の状況、学校教育を取り巻く状況の変化等を勘案し、**学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点**から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）【概要】（2019年1月25日中央教育審議会）【抜粋】

第1章 学校における働き方改革の目的

- これまでの我が国の学校教育の蓄積はSociety5.0においても有効であり、浮足立つことなく充実を図る必要。これまで高い成果を挙げてきた我が国の学校教育を維持・向上させ、持続可能なものとするには、**学校における働き方改革が急務**。
- ‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方の中で、**教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならない**。**学校における働き方改革の目的**は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、**自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること**。
- **志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならないものであり**、そのためにも、学校における働き方改革の実現が必要。
- 学校における働き方改革を進めるに当たっては、**地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化**により、学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図ることが大切。

第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

- これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方を右の表のとおり整理。
- 業務の明確化・適正化は、**社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視・強化するもの**。
学校として何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、地域や保護者に伝え、理解を得ることが求められる。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

- 業務の役割分担・適正化を確実に実施するため、以下の仕組みを構築することが必要。

文部科学省	教育委員会等	学校
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における働き方改革の趣旨等をわかりやすくまとめた明確で力強いメッセージの発出 ・ 関係機関や社会全体に対して何が学校や教師の役割か明確にメッセージを発出するなど、社会と学校との連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たす ・ 業務改善状況調査を見直し、在校等時間の可視化などを把握の上、市区町村別に公表 ・ 今後学校へ新たな業務を付加するような制度改正等の際にはスクラップ・アンド・ビルドの原則を徹底 ・ 業務の役割分担・適正化を実施するための条件整備 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務改善方針の策定及びフォローアップ、ICTの活用推進等の取組を学校や地域の実情に応じて推進 ・ 学校や地域で発生した業務について、仕分けを実施し、他の主体に対応の要請、教師以外の担い手の確保、スクラップ・アンド・ビルドによる負担軽減 ・ 学校が保護者や地域住民と教育目標を共有し、理解・協力を得ながら学校運営を行える体制の構築 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員間で削減する業務を洗い出す機会を設定 ・ 校長は校内の分担を見直すとともに、自らの権限と責任で学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を大胆に削減 <p>(例) 夏休み期間のプール指導、勝利至上主義の早朝練習の指導、内発的な研究意欲がない形式的な研究指定校としての業務</p> <p style="text-align: right;">等</p>

- 代表的な業務については、**過去の裁判例(※)等を見ても、学校や教師がそのすべての責任を負うものではなく、学校への過剰要求は認められないこと**について、文部科学省がメッセージを発出することが必要。
 - ※学校・教師が担うべき安全配慮義務の範囲は、児童生徒の発達段階に応じて異なり、個別の事案ごとに判断されるが、予見可能性がある場合に限られるとした判例や、教師に責任があるとしたうえで、両親も監督義務を怠ったとして連帯して責任を負うとした判例がある。
- 学校が作成する計画等についても、個別の計画を詳細に作成するのではなく、**複数の計画を一つにまとめて体系的に作成**することが有効であり、文部科学省は真に効果的な計画の在り方について示すべき。
- 教育課程の編成・実施においても、**総合的な学習の時間の一定割合は、学校外での学習について授業として位置づけられるようにすることや、学習評価において、指導要録の大幅な簡素化などといった、大胆な見直し**を行うことが必要。

第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり

2 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

(1) 少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

② 初等中等教育改革等

新学習指導要領が目指す教育の着実な実現、安全・安心な学校施設の効率的な整備、在外教育施設における教育機能の強化を図る。**学校・家庭・地域の連携・協働を進める**とともに、セーフティプロモーションの考え方も参考にした学校安全、農山漁村体験など子供の体験活動の充実、SNS等を活用したいじめ・自殺等の相談体制整備、不登校児童生徒の教育機会確保、外国人児童生徒等の教育、夜間中学の設置促進、一人一社制の在り方の検討、特別支援教育の推進、障害者の生涯を通じた学習活動を推進する。

⑦ 少子化対策、子ども・子育て支援

世代を超えた貧困の連鎖を断ち切るため、新たな子供の貧困対策に関する大綱を作成し、養育費の確保支援を含めたひとり親家庭への総合的な支援や**子供の学習支援**、スクールカウンセラー等による教育相談の充実、地域ネットワークの形成等**を通じ、子供の貧困の解消に向けて社会全体で取り組む。**

第3期教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定)(抜粋)

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

目標(6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

○ 地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

- ・地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みである**学校運営協議会制度を全ての公立学校において導入することを目指す**、各地域における推進を担う人材の確保・育成等を通じて、**コミュニティ・スクールの導入促進及び運営の充実を図る。**
- ・地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置の促進や研修の充実及び地域学校協働本部の整備等により、**全小中学校区における**幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画を通じた**地域学校協働活動の全国的な推進を図る。**その際、関係府省が連携し、放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や、企業等の外部人材等の活用を促進する。

第2 具体的施策

Ⅱ Society5.0に向けた横割課題

A. 価値の源泉の創出

3. 人材の育成・活用力の強化

(2)新たに講ずべき具体的施策

い)個々の働き手の能力・スキルを向上させる人材育成・人材投資の抜本拡充

⑥初等中等教育におけるプログラミング教育等のIT・データ教育の実装

第4次産業革命の進展により、付加価値を生み出す競争力の源泉が、「モノ」や「カネ」から「ヒト(人材)」・「データ」に移っていく。人材への投資によって働き手一人一人の能力・スキルを産業構造の変化に合わせ、生産性を向上させていくことが重要となる。

そのためには、新学習指導要領の全面実施に向けて、初等中等教育において、民間等と連携・協働した学校におけるプログラミング教育等の指導の支援体制の構築や教員の研修機会の確保の観点から、教育現場への民間等の外部人材の派遣支援等に取り組む。

3. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

(1) 子育て・介護の環境整備

(放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体実施)

共働き家庭等のいわゆる小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、平成31年度末(2019年度末)までに放課後児童クラブ30万人の追加的な受け皿整備を進め、全小学校区に当たる約2万か所で放課後児童クラブと放課後子供教室を連携して事業実施し、その半分に当たる約1万か所で一体として事業実施する。

工程表:希望出生率1.8の実現 希望どおりの人数の出産・子育て(待機児童の解消)

⑥ 多様な保育サービスの充実(その2)

・共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、2019年度末までに放課後児童クラブを約122万人分整備(2014年度以降追加的に30万人分を整備)。全小学校区(約2万か所)で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体的に実施する。また、取組の加速化を図るため、引き続き学校施設の活用を促進するとともに、追加的な受け皿整備を2018年度末に前倒して実現するための方策を検討する。

◆小1の壁の打破

2015年度～2019年度

放課後子供総合プランに基づき、放課後児童クラブ(追加的に30万人分)及び放課後子供教室の整備を支援、両者の一体的な実施を推進

2018年度末に前倒して実施するための方策を検討

2020年度～

女性の就業の更なる増加に応じた放課後児童クラブの体制確保や、放課後児童クラブ・放課後子供教室の一体的実施を継続

3. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

地域と学校の連携・協働

工程表：希望出生率1.8の実現 希望どおりの人数の出産・子育て(仕事と育児が両立できる環境整備)

⑩ 地域の実情に即した支援

・地域と学校との連携・協働の下、高齢者等をはじめとする地域住民の参画により、社会全体として子どもたちの学びや成長を支える活動を、全国的に推進する。その際、地域のコーディネーターが、土曜日や放課後の教育活動、読書活動、文化芸術・自然体験活動、家庭教育支援等の個別活動の充実や、各機関とのネットワーク化を図る仕組みについて、2017年度までに全小・中学校区への整備に着手し、見直しを行いながら充実させる。

◆地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動の推進

2016年度

社会教育法等の関係法令の改正案の提出
ガイドラインや事例集の検討・策定

体制面・財政面への支援の充実(コーディネーター配置・促進・活動内容の充実等)

2017年度

制度等説明会の実施、設置

2018年度

施行後の状況のフォローアップ

2017年度～

ガイドラインや事例集の普及・定着

進捗状況を踏まえ、更なる体制面・財政面への支援や普及促進の充実の検討・実施

2022年

・全小中学校区をカバーして地域学校協働本部を設置

3. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

地域未来塾

(1) 子育て・介護の環境整備

(問題を抱えた子供たちへの学びの機会の提供)

経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな子供を支援するため、大学生や元教員等の地域住民の協力及びICTの活用等による原則無料の学習支援を行う地域未来塾を、平成31年度(2019年度)までに全中学校区の約半分に当たる5,000ヶ所に拡充し、高校生への支援も実施する。

工程表:希望出生率1.8の実現 希望どおりの出産・子育て(保育・育児不安の改善)

⑫ 子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化(その1)

・経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな子供を支援する観点から、大学生や元教員等の地域住民の協力及びICTの活用等によって、原則無料の学習支援(地域未来塾)を拡充する(2019年度までに5000中学校区(全体の約半分)。さらに、高校生への支援を全国展開)。

◆子供の学習支援

2015年度～2019年度

地域住民の協力により、ICT等を用いた学習支援(地域未来塾)

※毎年計画的に増加⇒5,000中学校区へ拡充するとともに高校生への支援を全国展開

2019年度

子供の貧困対策に関する大綱の見直し

2020年度～

効果を検証し見直した上で措置(対象、手法など)

地域学校協働活動の取組事例（動画）

「学校と地域でつくる学びの未来」HPにて公開中

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/kensyu/douga.html>

①ふるさとキャリア教育「子供ハローワーク」による地域の取組【秋田県大館市】（約8分）



子供たちに働く体験をさせたい、もっと様々な感動体験をさせたい、そして社会を広く知って、地元企業のすばらしさや地域で働く市民と出会わせたい、そんな思いを職業体験に取り入れた「子供ハローワーク」の取組を紹介

④地域協働型体験教育「倉敷『町衆』プロジェクト(マチ・プロ)」の取組【岡山県倉敷市】（約9分）



高校生が3年間かけて地域の方に話を聞いたり、フィールドワークを行い、自分たちの町がかかえる課題について、その解決策を提言するプロジェクトを紹介

②まちづくりにつながる学びの場を目指す共創プロジェクト【秋田県五城目町】（約8分）



企業が地域にある大学の外国人留学生と一緒に、子供たちに国際理解と自分たちの地域の良さを再発見するグローバルをテーマに継続的に活動している取組を紹介

⑤里海・里山ブランド創生をテーマに地域世代をつなげる地域学校協働活動【岡山県備前市】（約9分）



地域の方とアマモ場再生活動に参加するだけではなく、漁師の方にインタビューし、レポートにまとめ、発表することで、自分たちの町を知り、誇りを持つことにつながる取組を紹介

③地域社会全体で子供たちを育てる「学校おたすけ隊」の取組【秋田県東成瀬村】（約8分）



「地域の人々に助けてもらいたい」という学校と「子供たちを守りたい、学校に関わりたい」という地域の方々を、コーディネーターが無理のない形でつないでいる取組を紹介

⑥地域社会全体で子供たちを育てる「はやしま学・はやしま塾」の取組【岡山県早島町】（約8分）



子供と学校を中心において、すべての町民が学び合い、育ちあう環境をつくることで、子供たちも町民も共に学び育つ地域を目指す取組を紹介

地域学校協働活動に関するガイドライン・手引等

「学校と地域でつくる学びの未来」HPにて公開中

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/pamphlet/index.html>



平成29年4月

『地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン（参考の手引）』

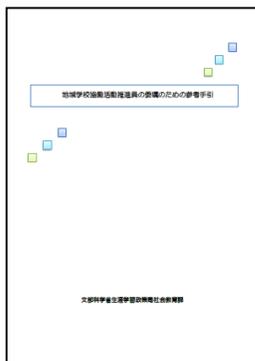
教育委員会における、地域学校協働本部の整備、地域学校協働活動推進員等の確保・質の向上、学校・地域住民に対する情報提供、安全・安心な活動の推進といった事項について、様々な地域における先進的な事例の紹介も交えて示しています。

『地域学校協働活動ハンドブック』

地域学校協働活動推進員として活動する方や、幅広い地域住民の方々に対し、それぞれの地域や学校の特色を生かしつつ、地域学校協働活動を推進していく際の参考となるよう、様々な活動の事例や必要な知識を紹介しています。



平成30年1月



平成29年9月

『地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引き』

教育委員会において、地域の実情や特色を踏まえて地域学校協働活動推進員の委嘱がスムーズに行われるよう、委嘱の手続き等について具体例を示しながら紹介しています。

『地域学校協働活動パンフレット』

幅広い地域住民の方々に地域学校協働活動について理解していただけるよう、社会教育法改正までの経緯や全国地域学校協働活動の実施状況、活動をしている方々の声を含めて紹介しています。



平成30年1月

コミュニティ・スクールに関する参考資料

「学校と地域でつくる学びの未来」HPにて公開中

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/pamphlet/index.html>

◇ コミュニティ・スクール パンフレット2018

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に関する基本的な考え方やQ & A、全国の導入状況、実践事例、CSマイスターの情報等を掲載しています。



文部科学省コミュニティ・スクール Facebook



最新の情報やフォーラム当日の様子等を掲載しています。



<https://www.facebook.com/community.school.mext/>

◇ 地域みんなで子供たちの未来を考えるワークショップのすすめ

学校と地域の協働の機運を高めるために必要なことは、多くの関係者が目標やビジョンを共有することです。このガイドブックでは、「熟議」を通じたワークショップのポイントや進行方法を解説しています。



◇ 学校運営協議会設置の手引き

コミュニティ・スクール導入を目指す教育委員会事務局や学校管理職向けのガイドブックです。導入にあたって必要な準備や運営のポイント等を詳しく解説しています。



地域学校協働活動に関する参考事例集

「学校と地域でつくる学びの未来」HPにて公開中

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/jirei/jireishu/index.html>



『地域と学校の連携・協働の推進に向けた参考事例集』

学びによるまちづくり、地域人材の育成、地域課題解決型学習、放課後子供教室、学習支援等の様々な地域学校協働活動や、コミュニティ・スクールの推進など、20事例について、活動の立ち上げ当時から現在の取組状況、今後の展望までのプロセスについて具体的に記載しています。

*目次

- I 地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの一体的・効果的運営事例（3事例）
- II 地域学校協働活動に関する参考事例（13事例）
- III コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に関する参考事例（4事例）



『平成29年度地域学校協働活動事例集』

全国で取り組まれている地域学校協働活動のうち、その内容が特に優れ、ほかの模範と認められる取組として、平成29年度に文部科学大臣から表彰を受けた150の活動を紹介します。

文部科学省のウェブサイト「学校と地域でつくる学びの未来」(<http://manabi-mirai.mext.go.jp>)にも過去の表彰事例とともに掲載しています。